

04 総務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1001	1001010	県議会議長への県議会招集権の付与	県議会の招集権を議長にも付与する。	県議会の招集権を議長にも付与する。	国の制度と異なり、住民が長と議会をともに直接選挙する二元代表制のもとでは、長と議会との抑制と均衡が重要となる。そのため、現在知事に専属している議会の招集権を議長にも付与することにより、議会の自律的な集会を可能とする。これによって議会の自律性を高め、知事と議会との緊張関係を維持し、議会の活性化と県政への住民参加の促進を図る。	三重県	三重県議会改革推進会議	二元代表制下の議会活性化構想	住民が首長、議会をともに直接選挙することとした憲法第93条の規定は、我が国の地方自治制度が二元代表制であることを要請するものである。地方自治の本旨に基づき地方自治法(以下「法」という。)による規制を緩和することによって、二元代表制の趣旨を明確にし、県議会を活性化して県政への住民参加の促進を図る。緩和する規制 県議会の招集権を議長に付与し、自律的な集会を可能とする。 県議員が複数の常任委員会への所属することを可能とするとともに、県議会議長が常任委員会に所属しないことを認める。 県議会への附属機関の設置を認める。 知事の専決処分の要件から「地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、」を削除する。
1001	1001020	県議会議員の複数常任委員会への所属	県議会議員が複数の常任委員会に所属することを可能とする。また、議長が常任委員会に所属しないことを認める。	県議会議員が複数の常任委員会に所属することを可能とする。また、議長が常任委員会に所属しないことを認める。	県行政の対象範囲が専門化、高度化するとともに、新しい分野(企画、環境、危機管理など)への対応が迫られている。これに対応して知事部局においては、内部組織の弾力的な編成が可能とされたところである(地方自治法第158条の改正)。そのため、県議会においても弾力的な常任委員会の設置を可能とし、知事部局との均衡を図る。これによって、議会として行政の専門化、高度化に対応する体制を構築し、議論を活性化させ、住民参加の促進を図る。また、議会を代表する議長が議会の内部審査機関である常任委員会に所属しなければならない積極的な理由は見いだせない。一度委員に就任した上で議会の同意を得て辞任することができるという行政実例があるものの、法的な位置づけを明確にするべきである。	三重県	三重県議会改革推進会議	二元代表制下の議会活性化構想	住民が首長、議会をともに直接選挙することとした憲法第93条の規定は、我が国の地方自治制度が二元代表制であることを要請するものである。地方自治の本旨に基づき地方自治法(以下「法」という。)による規制を緩和することによって、二元代表制の趣旨を明確にし、県議会を活性化して県政への住民参加の促進を図る。緩和する規制 県議会の招集権を議長に付与し、自律的な集会を可能とする。 県議員が複数の常任委員会への所属することを可能とするとともに、県議会議長が常任委員会に所属しないことを認める。 県議会への附属機関の設置を認める。 知事の専決処分の要件から「地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、」を削除する。
1001	1001030	県議会への附属機関の設置	県議会に「調査会」等の附属機関を設置し、専門的な課題について審査することを可能とする。	県議会に「調査会」等の附属機関を設置し、専門的な課題について審査することを可能とする。	県行政の対象範囲は年々専門化、高度化しており、極めて技術的な知識を要する案件を審査する必要性に迫られる場合がある。しかし、議会の議員は常にその内容を精確に審査する技術的知見を持ち合わせているとは限らない。そのため、専門的、技術的の知見に対処するために、議会の審査を補助することができる調査会等の附属機関を設置することを認める必要がある。これによって行政の専門化、高度化に対応できる議会審議を可能にして、議会の活性化を図るとともに県民の住民参加を促進する。	三重県	三重県議会改革推進会議	二元代表制下の議会活性化構想	住民が首長、議会をともに直接選挙することとした憲法第93条の規定は、我が国の地方自治制度が二元代表制であることを要請するものである。地方自治の本旨に基づき地方自治法(以下「法」という。)による規制を緩和することによって、二元代表制の趣旨を明確にし、県議会を活性化して県政への住民参加の促進を図る。緩和する規制 県議会の招集権を議長に付与し、自律的な集会を可能とする。 県議員が複数の常任委員会への所属することを可能とするとともに、県議会議長が常任委員会に所属しないことを認める。 県議会への附属機関の設置を認める。 知事の専決処分の要件から「地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、」を削除する。
1001	1001040	知事が行う専決処分の要件の見直し	知事が行う専決処分の要件から、「地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、」を削除する。	知事が行う専決処分の要件から、「地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、」を削除する。	知事は、「議会を招集する暇がない」場合に専決処分をすることができるが、専決処分は知事だけの権限で行われるものであり、議会が承認しなくてもその効果に影響を与えないものと解釈されているため、二元代表制においての議会と知事の関係としてふさわしい制度ではない。また、自治法制定時の昭和22年から60年近くを経た今日、交通、通信事情は飛躍的に向上し、「議会を招集する暇がない」ときは極めて限定的な場合である。専決処分ができる場合からこの要件を削除し、知事と議会との抑制と均衡の関係を構築し、議会の活性化を図る。	三重県	三重県議会改革推進会議	二元代表制下の議会活性化構想	住民が首長、議会をともに直接選挙することとした憲法第93条の規定は、我が国の地方自治制度が二元代表制であることを要請するものである。地方自治の本旨に基づき地方自治法(以下「法」という。)による規制を緩和することによって、二元代表制の趣旨を明確にし、県議会を活性化して県政への住民参加の促進を図る。緩和する規制 県議会の招集権を議長に付与し、自律的な集会を可能とする。 県議員が複数の常任委員会への所属することを可能とするとともに、県議会議長が常任委員会に所属しないことを認める。 県議会への附属機関の設置を認める。 知事の専決処分の要件から「地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、」を削除する。

04 総務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1230	1230010	満18歳以上の市民への地方参政権付与	満18歳以上の市民へ市政参加のため、地方参政権を付与する。	これからの地方主権時代においては、住民・企業・行政等、地域のあらゆる担い手が自主自立の地域社会を創造する時代である。 このような時代においては、市長及び市議会議員を選出する選挙権の規定についても当然、地域の自主性に委ねられるべきものである。 本市においては、満18歳以上の市民に対して選挙権を付与することにより、若者の政治参加・社会参加を促進するとともに、地域社会の担い手として当然に有しているべき投票する権利を保障するものである。 若者が直接地方政治に係わることにより、自らの夢や願いを実現させ、本市がめざす「住んで誇りに思える未来都市」の実現につながるものである。	満18歳以上の国民に選挙権を付与する問題の議論は国会でもなされていますが、早期に全国展開へしていくためにも、三次市をモデルケースの自治体とし、その影響を検証していただきたい。	広島県	三次市	若い力で“みよし”を改革特区	これからの地方主権時代においては、住民・企業・行政等、地域のあらゆる担い手が自主自立の地域社会を創造する時代である。 このような時代においては、市長及び市議会議員を選出する選挙権の規定についても当然、地域の自主性に委ねられるべきものである。 本市においては、満18歳以上の市民に対して選挙権を付与することにより、若者の政治参加・社会参加を促進するとともに、地域社会の担い手として当然に有しているべき投票する権利を保障するものである。 若者が直接地方政治に係わることにより、自らの夢や願いを実現させ、本市がめざす「住んで誇りに思える未来都市」の実現につながるものである。
5062	50620001	選挙権年齢の18歳以上への引き下げ	衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会議員、長の選挙権年齢を18歳以上に引き下げることとする。	選挙権年齢を18歳以上に引き下げることにより、 (1)若者の政治参加を促し、社会的な責任感を醸成する。 (2)若者の多様な意見を政治に反映させ、活性化させる。	若者の投票率低下が憂慮される一方で、少子高齢化が進む日本では、高齢者に比べ、若者の意見がますます政治に反映しにくい状況になっている。若者の投票率低下の原因の一つに、中学・高校の授業で選挙の大切さを学んでいながら、選挙権が20歳以上であるため、空白の期間が発生することが挙げられる。高校を卒業する18歳といえば、自動車免許の取得や婚姻などで「成年」扱いとなっており、また経済的な自立も可能である。このような状況から選挙権年齢を見直し、18歳以上に引き下げる。	鳥取県	倉吉市		
1105	1105010	宮崎県において、次期衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査から、国民審査の期日前・不在者投票を衆院選と同時に実施できるようにする。	宮崎市では、市民サービスの向上や行政事務の効率化をはかることで市民が求める的確な行政サービスを提供することにより、市民と行政が共にパートナーとして連携する市民等との協働によるまちづくりを推進しており、これが地域の活性化にもつながると考えられる。この市民サービスの一環として、衆議院議員総選挙の期日に行われる最高裁判所裁判官の国民審査において市民からの苦情が多かった。衆院選の期日前・不在者投票が投票日の11日前から行えるのに対して、国民審査は審査日の7日前から行えないと行えない現行制度を宮崎県において次期衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査から実施できるようにする。これにより、有権者の苦情が解消し、選挙事務が簡素化され、業務の効率化が図られ、事務的ミスの危険性も低下する。	宮崎県において、次期衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査から、有権者の苦情の解消と選挙事務の簡素化、業務の効率化を図り、事務的処理ミスの防止のために、国民審査の期日前・不在者投票を衆院選と同時に実施できるようにする。		宮崎県	宮崎県宮崎市	衆議院議員総選挙の期日に行われる最高裁判所裁判官の国民審査の期日前・不在者投票の衆院選と同時に実施構想	宮崎県において、時期衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査から、国民審査の期日前・不在者投票を衆院選と同時に実施できるようにする。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1106	1106010	宮崎市区域の複数期日前投票所において電気通信回線(専用回線)を通じての選挙人名簿の対照ができるようにする。	宮崎市では、ITを積極的に取り入れ、市民サービスの向上や行政事務の効率化を図るとともに市民や企業の情報活用能力の向上と情報化事業の広域的な取り組みによる地域の活性化を目的として「電子市役所」の構築を目指している。市選挙管理委員会としては、「電子市役所」の構築の取り組みの中の市民サービスの向上の一環として、宮崎市区域においての複数期日前投票所における名簿対照時間の効率化と二重投票の有無の確認の省力化を図るために、平成18年1月(見込み)の宮崎市長選挙から期日前投票所においてオンラインによる名簿対照を行えるようにしたい。期日前投票制度(平成15年12月1日施行)が創設されるまでは、名簿登録地での不在者投票(現行の期日前投票)について複数不在者投票所において、電気通信回線を通じて選挙人名簿を対照することは特に法律の定めがないことから、差し支えないというのが総務省自治行政局選挙部選挙課の見解であった。それが、期日前投票制度に移行したと同時にできなくなったことに疑問を感じている。	「電子市役所」の構築の取り組みの中の市民サービスの向上の一環として、宮崎市区域においての複数期日前投票所における名簿対照時間の効率化と二重投票の有無の確認の省力化を図るために、平成18年1月(見込み)の宮崎市長選挙から期日前投票所においてオンラインによる名簿対照を行えるようにする。		宮崎県	宮崎県宮崎市	宮崎市区域の複数期日前投票所において電気通信回線(専用回線)を通じての選挙人名簿の対照の実施構想	「電子市役所」の構築の取り組みの中の市民サービスの向上の一環として、宮崎市区域においての複数期日前投票所における名簿対照時間の効率化と二重投票の有無の確認の省力化を図るために、平成18年1月(見込み)の宮崎市長選挙から期日前投票所においてオンラインによる名簿対照を行えるようにしたい。
1187	1187010	期日前投票所の閉鎖時刻の繰下げ	期日前投票所の閉鎖時刻を2時間の範囲内で繰り下げることができるようにする。	期日前投票所の閉鎖時刻を繰り下げることによって、より一層の投票環境の向上を図り、もって投票率の向上を図る。	選挙当日に所用があり投票に行けない人にとっては期日前投票の制度があるが、現行の法制度の下では、期日前投票所の閉鎖時刻は最大午後8時までとなり、遠距離通勤者や仕事等で多忙な人にとっては利用しづらい制度となっている。このため、こういった人たちの投票機会の確保や投票率の向上などといった観点から期日前投票所の閉鎖時刻を2時間の範囲内で繰り下げることができるようにする。	茨城県	茨城県	投票率向上のための期日前投票所の閉鎖時刻繰下げ構想	選挙当日に所用があり投票に行けない人にとっては期日前投票の制度があるが、現行の法制度の下では、期日前投票所の閉鎖時刻は最大午後8時までとなり、遠距離通勤者や仕事等で多忙な人にとっては利用しづらい制度となっている。このため、こういった人たちの投票機会の確保や投票率の向上などといった観点から期日前投票所の閉鎖時刻を2時間の範囲内で繰り下げることができるように提案するものである。
1229	1229010	永住外国籍市民への地方参政権付与	永住外国籍市民へ市政参加のため、地方参政権を付与する。	本年4月に合併した本市は、まちづくりの将来進むべき方向性を「地域社会を構成する様々な人々と行政が連携し、支えあう協働のまちづくり」として、外国籍市民を支援する日本語教室や生活相談所を開設するなど積極的に推進している。地域の活性化は、地域で共に生活する外国籍市民の参画なくして、実現できない。 地域における「自治のまちづくり」の推進にあたっては、外国籍市民への期待と役割は大きく、同時に民主的な市政の確立のため、一定の要件を満たす外国籍市民の選挙権を保障することを求めるものである。	永住外国籍市民の地方参政権を付与する提案の過去の回答は「国会で継続審議中である」とのことであるが、今後、影響の検証のためにも、モデルケースの自治体を作るべきである。	広島県	三次市	共生推進三次特区	本年4月に合併した本市は、まちづくりの将来進むべき方向性を「地域社会を構成する様々な人々と行政が連携し、支えあう協働のまちづくり」として、外国籍市民を支援する日本語教室や生活相談所を開設するなど積極的に推進している。地域の活性化は、地域で共に生活する外国籍市民の参画なくして、実現できない。 地域における「自治のまちづくり」の推進にあたっては、外国籍市民への期待と役割は大きく、同時に民主的な市政の確立のため、一定の要件を満たす外国籍市民の選挙権を保障することを求めるものである。

04 総務省

構想 (プロジェクト)管理 番号	規制特例 提案事項 管理番号	規制の特例事項 (事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府 県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1005	1005010	永住外国籍市民への 地方参政権付与	公職選挙法第9条第2項で、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は日本国民に限られているが、本市の議会の議員及び長の選挙について、国籍要件を永住外国人にまで拡大するものとする。	当市は、豊かな自然環境を活かしながら、市民の一人ひとりをかけがえのないものとして大切に、違い・特色を尊重し、それぞれが支えあい、生かして、そして高めあって生きるいわば「調和と発展のまほろば」の里づくりを目指しています。このような中、永住外国人市民の方々は、長年、丹後の住民として地域や地域住民と共に歩んでこられ、地元住民と一体となつてのまちづくりをはじめ地域社会の中で責任と義務を果たし、地域の中での信頼関係を深めてこられています。このため、支配的な制度利用などのご懸念を仮にも招くことのないような制度的な工夫、担保の検討も視野に入れ、これらの永住外国人市民の方々に、特区として地方参政権を付与することにより、一層、人権が大切にされ、一人ひとりがますます尊ばれ、ひいては信頼感が深く結ばれる、安心して希望もてる地域社会、国際社会からも評価され信頼される共生社会の創造に貢献していきたい。	永住外国人市民におかれては、どうしても母国離脱までできなくても、法制度上許容できる限りにおいて、そして、国家、国権にかかる安寧秩序の維持に妨げがない限りにおいて、日本人市民と同様の扱いをさせていただくのが適切ではないか(ただしその場合でも、御本人の意見を確かめるための申請主義等の仕組みが必要だとは思いますが。)と考えます。特区の実現を通じ永住外国人の方々における地元住民としての住民福祉の向上に寄与するとともに、ひいては、地域において、永住外国人市民、日本人市民も含めた地域社会全体の、魂の触れ合うような一層の住民福祉の向上を心より願っております。	京都府	京都府京丹後市	市民との共生によるまちづくり特区 ～国境を越え、京丹後市のまちづくり でひとつになる～	公職選挙法第9条第2項で、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は日本国民に限られているが、本市の議会の議員及び長の選挙について、国籍要件を永住外国人にまで拡大する。なお、市の議会の議員の選挙権を有することになれば、民生委員法第6条の規定により永住外国人も民生委員(注:身分的には非常勤特別職地方公務員)の推薦を受けることができる対象となる。本市としては、このことも視野に入れ、特区の提案を行うものであり、選挙権の付与が実現すれば、民生委員資格も自動的に付与されるものであるものの、要求上は、両件は各個のものであるので、民生委員法第6条の国籍要件の緩和(永住外国人への適用)を選挙権付与とは別掲して求めるもの。
1253	1253010	定住外国籍市民への 地方参政権付与	特区の認定を受けた地方公共団体において、当該地方公共団体に定住している外国籍住民に参政権(選挙権)を付与する。	地方公共団体の住民として登録を行い、かつ一定の期間を超えて定住していること等、条例で定める一定の資格要件を満たす外国籍住民に対し、当該地方公共団体の選挙権を付与する。	本件は、当市として継続的に提案しているものであるが、これまでの提案に対して総務省は、「国会において議員立法により審議されているところ」で、「わが国の制度の根幹に関わる問題でもあり、国会の各党、各会派において十分に議論がなされる必要がある」との回答に終始している。すなわち、本提案を「特区」として取り上げることの意義等については、何らの見解も示されないまま推移している。確かに本件については、総務省回答のとおり国会で審議されているところであるが、わが国の制度の根幹に関わる問題であることを反映し、与党間の協議においても、審議の方向性が定まらないまま長期間経過していると承知するところである。そのような議論が行われている中でこそ、地域を限定した「特区」として実証して行くことが有意義と考える。この趣旨のもとに、改めて特区として提案するものである。	埼玉県	埼玉県草加市	定住外国籍市民への地方参政権付与	特区の認定を受けた地方公共団体において、当該地方公共団体に定住している外国籍住民に参政権(選挙権)を付与する。本件は、総務省回答のとおり国会で審議されているところであるが、わが国の制度の根幹に関わる問題であることを反映し、与党間の協議においても、審議の方向性が定まらないまま長期間経過していると承知するところである。そのような議論が行われている中でこそ、地域を限定した「特区」として実証して行くことが有意義と考える。この趣旨のもとに、改めて特区として提案するものである。
1213	1213030	指定管理者制度の指 定先の範囲拡大	普通公共団体が公の施設の管理を行なわせる法人その他の団体の範囲を広げ、特区において設置される学校やNPO法人等の実績のある教育機関もその範囲に含める	当校は、シュタイナー教育を少人数クラス編成で幼児から高等部まで一貫して実践する法的に認可された小規模学校の設立を目指している。近隣の廃校を活用しての学校設置も計画しているが、指定管理者制度の管理者の適用範囲を学校や実績のあるNPO法人等の教育機関まで拡大することにより、公の施設を本来の設置目的に見合った方法で活用することが速やかに実現できる。さらに住民に親しまれている学校跡施設を活用しての学校設置の可能性が広がり、地域と一体となった学校づくりが実現して、地域の特性を生かした教育プログラムが今まで以上に実践できる。また将来的には授業を通して様々な角度から地域を学んできた子どもたちが、地域が抱える多くの問題に深く関心を寄せて、自ら取り組んでいく人材を育成することができる。	特区制度を活用して設置される学校についての校地校舎の自己所有は緩和されたが、校地校舎の面積等の数値的基準は緩和されていない。NPO法人が首都圏で高い基準を満たして法的に認知された学校を設置することは困難である。そこで、廃校利用を想定して学校設置を検討していく方法がひとつの手段として求められる。しかし、特区における学校や実績のあるNPO法人の教育機関による廃校利用を阻む要因のひとつに、指定管理者制度の指定管理者に学校や実績のあるNPO法人等の教育機関が含まれていないことが指摘される。さらに、指定管理者の管理内容を建物だけにするか、事業内容も含めるか議論されることであるが、公の施設の本来の設置目的に沿った内容を持った機関であることを大前提として、地域の賛同を得ながら地域と密着した学校づくりを推進することは、廃校の有効活用としては最善であると言っても過言ではない。当校ですでに約80名の子どもたちが通ってきており、入学希望者も年々増えてきていることから、校地校舎を確保し学習環境を整えることが早急な課題となっている。	東京都	特定非営利活動 (NPO)法人 東京賢 治の学校 自由ヴァ ルドルフ・シュール	教育改革特区「廃校を活用しての幼 小・中・高一貫の特色ある小規模学 校」の設置	NPO法人が運営している学びの場が、特区制度のもとで校地校舎を借用して法的に認知された学校を設立する場合は、まず廃校利用が考えられる。しかし、廃校の中に高等学校の運動場の基準を満たす学校は極めて少ない。そこで、高等学校の運動場面積の基準を3分の1とすれば、小・中学校の廃校を活用しての高等学校までの設置が可能になる。更に、指定管理者制度の適用範囲に学校や実績のあるNPO法人等の教育機関を含めることで、廃校を利用した学校設立が更に容易になる。また、NPO法人立学校の対象要件「不登校児童等」の拡大で、シュタイナー教育に代表される新たな教育観を持つ学校の設立趣旨を尊重することができる。

04 総務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1279	1279010	郵政官署法で取り扱う市の事務範囲の拡大	平成13年に成立した「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律」(以下「郵政官署法」という。)では郵政官署で取り扱うことのできる地方公共団体の事務が限定されている。郵政官署法第2条を改正し郵政官署において取扱いできる事務を、市の地区事務所で取り扱う57事務に拡大することにより、地区事務所事務を特定郵便局に委託できるようにする。	人口106,000人、面積77.95平方キロメートルの本市は市内に10箇所のサービスセンター(地区事務所)を設置し、61事務を取扱い、年間13万件の利用がある。しかしながら効率的な行政運営の観点から整理統合が必要となりサービスを低下させない整理統合の方法として特定郵便局への委託を検討しており、特区の第2次提案に応募したが、特区としての指定がされなかった。第4次提案時に指摘された内容について再検討し、戸籍届出関連の戸籍届、死産届の受付、埋火葬許可証の交付については委託事務からはずし、郵政官署で取扱いできる事務を57事務(特記事項欄に記載)に拡大することで地区事務所事務を特定郵便局に委託し、自治体事務の合理化ならびに特定郵便局の経営基盤の強化を実現する。	住民サービスの向上と行政機関の合理化を目的とする郵政官署法が成立し、地区事務所、地区サービスセンター等が十分に整備されていない市町村においては住民サービスについて格段の向上が図られるようになりました。しかしながら、多治見市のように郵便局と同じように細かく地区事務所を設置している市町村においては、住民サービスの向上と行政機関の合理化という両側面の実現を目的とした郵政官署法の趣旨が生かされません。郵政官署法の定める内容での特定郵便局との共同事業の実施は、市町村においては、特定郵便局の取り扱えない事務を残したまま地区事務所を整理することで住民サービスを低下させるか、整理できない地区事務所を存続させるので2重の投資になってしまいます。郵政官署法の規制を緩和することで、取扱量の少ない地区事務所と特定郵便局が支えあえる仕組みを実現したいと考えます。 なお、第5次申請の回答をいただいておりますので、再度提案するものです。	岐阜県	岐阜県多治見市	郵政官署による市町村事務受託特別区域	人口106,000人、面積77.95平方キロメートルの本市は市内に10箇所のサービスセンター(地区事務所)を設置し、61種類にわたる事務を取扱い、年間13万件の利用がある。しかしながら効率的な行政運営の観点から整理統合が必要となりサービスを低下させない整理統合の方法として特定郵便局への委託を検討したが、平成13年に成立した「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律」(以下「郵政官署法」という。)では郵政官署で取り扱うことのできる地方公共団体の事務が制限されている。郵政官署法での取扱い可能な事務を、市の地区事務所で取り扱う57事務に拡大することにより、取り扱う事務量の少ない地区事務所事務を特定郵便局に委託し、住民サービスを低下させることなく事務の合理化を図る。
1276	1276010	住民参加型の学校運営委員会の独立機関化	学校の管理運営について、学校教育法第5条に基づく「設置者管理主義」を原則として、地域の保護者、公募市民、校長、教職員、教育委員会部局職員、市長部局職員等からなる学校運営委員会(以下「学校運営委員会」という。)を条例に基づき設置する。この委員会は、学校運営に関する決定権限を有し、執行機能的な独立機関として位置づけ、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関の諮問機関ではなく責任運営主体とし、地域の自由な発想による裁量権を有する。教育委員会が有する学校運営の権限の一部をこの機関に委任し、市民自治に基づき、地域の財産である学校を運営し、本市に将来も住み続けてもらう人材育成つまり市民教育を目指す。	(事業内容) 条例設置による学校運営委員会を執行機関として位置づけ、地域の学校の運営主体とする。 学校運営委員会の委員は、地域の保護者、公募市民、校長、教職員、教育委員会部局職員、市長部局職員等とし、市長が委嘱する。 学校、中学校各1校を条例でモデルとして行う。(効果) 教育委員会は、学校運営の権限の一部をこの機関に委任することにより、市民自治の本旨に基づき、市民が責任を持って学校運営に取り組むことができる。独立機関とすることで、市長部局、教育委員会と対等で連携を取ることができる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく学校運営協議会は、コミュニティスクールとして学校運営に地域住民の意見を任命権者が尊重するという点で評価はするが、残念ながら教育委員会の諮問機関を超えず、市民が責任を持った運営主体とはなりえない。前回市長の委員の任命について教育委員会の職務執行の独立性が保たれないとの意見をいただいているが、学校運営協議会のメンバーの構成には学校長、教職員、教育委員会事務局職員も含み、その心配はないと考える。地域住民参加型の学校運営組織であるためには独立機関として教育委員会、市長部局と対等であり、その責任主体であることが必要である。当然そのためには地域への説明責任を果たすことが重要である。 以上の考えから再度提案するものである。	岐阜県	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	新地教行法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設されました。しかし、この協議会は諮問機関の枠を越えるものではないため、本市の提案は、条例により「学校運営委員会」を設置し、この機関を執行機能的な独立機関として位置づけ、教育委員会が学校運営の権限の一部をこの機関に委任し、市民自治に基づき、地域の財産である学校を運営し、本市に将来も住み続けてもらう人材を育成する市民教育を目指すものです。
1276	1276020	教育委員会の権限である校長、教職員の任命権、人事権を住民参加型の学校運営委員会に委任	現在学校の教職員の人事権は県教育委員会にあり、学校設置責任主体である市にはない。地域の学校の教職員は、地域住民が求むべき人材であるべきであり、学校運営委員会が任命権者となるべきである。校長は、この委員会が公募し、選考し、教頭を含めた教職員も選考し、任命することとします。これにより地域に必要な人材を確保することができ、教職員も地域に愛着を持ち、市民教育の充実ができ、特色ある学校づくりが期待できます。そのため教育委員会の有する任命権、人事権を学校運営委員会に委任する。人事権については教職員の研修実施、勤務評定も含むものとする。現在任命権者については教育委員会という地方公務員法上の制約があるので、学校運営委員会が権利主体となるように規制緩和を提案します。	(事業内容) 校長の公募と任命権を学校運営委員会に委任 教頭を含めた教職員の選考及び、任命権を学校運営委員会に委任 教職員の研修実施、勤務評定の実施権限を学校運営委員会に委任 (効果) 地域が期待する学校像に適した校長、教職員が確保できる。	前回の提案時において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会で、学校運営全般について意見が言え、地域住民の意向を実質的に反映できるとされ、また地方公務員法上第三者に権限を委譲できないとされている。本市が提案する学校運営委員会が諮問機関でなく独立機関として、県、市の教育委員会の権限を責任を持って果たすことにより、真の市民自治、住民参加の特色ある学校運営が可能となると考える。現行法上地方公務員法により、教職員の任命権に制限があるので、その規制を緩和するために提案する。	岐阜県	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	新地教行法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設されました。しかし、この協議会は諮問機関の枠を越えるものではないため、本市の提案は、条例により「学校運営委員会」を設置し、この機関を執行機能的な独立機関として位置づけ、教育委員会が学校運営の権限の一部をこの機関に委任し、市民自治に基づき、地域の財産である学校を運営し、本市に将来も住み続けてもらう人材を育成する市民教育を目指すものです。
1276	1276030	学校の管理運営の予算編成、執行権限を住民参加組織の学校運営委員会委任	地域住民参加型の学校運営については、地域の要望に応じた予算編成、執行が不可欠である。現行法上学校の予算編成、執行については市長の権限であり、教育委員会が地方自治法第180条の2に基づき補助執行をしている。その権限を条例に基づく独立機関である学校運営委員会に委任することにより、与えられた予算枠内で、地域の需要に応じ学校運営委員会の責任により柔軟に執行することが必要である。もちろん、地域への情報公開を含めた説明責任はこの委員会が有する。	(事業内容) 予算執行する権限を市長部局、教育委員会部局から学校運営委員会に委任 学校運営委員会が、与えられた予算枠内で、地域の需要に応じ自由裁量で柔軟に予算執行できる。	地域の特色ある学校づくりには、予算の柔軟な執行は不可欠であるといえる。一定の枠内の執行権限を委任することで、地域の独自性を学校作りに反映することが可能になると考えるものである。 第2回の提案は、総額を学校に配分し地方自治法に定める予算の款項目の制限の撤廃、貯金も認められることを求めるものであったが、今回の提案は予算編成、執行権限を学校運営委員会が自ら行うことができるようにするものである。	岐阜県	岐阜県多治見市	住民参加型の教育特区	新地教行法第47条の5において、住民参加型の組織による学校運営の実現を目的とする学校運営協議会制度が創設されました。しかし、この協議会は諮問機関の枠を越えるものではないため、本市の提案は、条例により「学校運営委員会」を設置し、この機関を執行機能的な独立機関として位置づけ、教育委員会が学校運営の権限の一部をこの機関に委任し、市民自治に基づき、地域の財産である学校を運営し、本市に将来も住み続けてもらう人材を育成する市民教育を目指すものです。

04 総務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1262	1262010	市町村長制の必置規定の廃止	地方自治法で必置とされている市町村長について、地域の実情に応じて、当該普通地方公共団体の議会の議員により行政事務の執行を担当する委員会を組織し、その中から代表者を選出し、その者を当該普通地方公共団体の統括代表者とし、その者が行政事務を執行する。その際、地方自治法上、「普通地方公共団体の長」に適用される行政事務の執行に関する規定は、原則適用されることとする。このため、地方自治法第139条に「市町村は、第2項の規定にかかわらず、市町村長を置かず、当該地方公共団体を統轄し、これを代表するとともに、事務を管理し、及びこれを執行する者として、当該普通地方公共団体の議会の議員の中から選任された代表者をあてることができる。」との改正を求める。	基礎的自治体の規模に応じて、組織形態を選択できるよう現行制度の弾力化を図り、行政の効率化や執行機関と議会が一体となったまちづくりを展開する。	現在、第28次地方制度調査会において地方の自主性・自立性の拡大の在り方の中で、長と議会の二元代表制以外の多様な制度の導入が検討されているが、その具体的な検討内容と今後のスケジュールを示していただきたい。また、9月7日付けの新聞報道によると、総務大臣からシティーマネージャー制度の導入を検討するよう事務当局に指示がなされたが、その具体的な指示内容と今後のスケジュールについて示していただきたい。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の必置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。
1262	1262020	教育委員会の必置規定の廃止	地方自治法で必置とされている教育委員会について、地域の実情に応じて廃止し、教育長の権限を強化する。このため、地方自治法第180条の5第1項第1号を「置くことができる。」と改正する。	教育に対する責任の所在を明確化するとともに、山積する様々な教育課題に迅速に対応する。	現在、中央教育審議会で教育制度の見直しの一環として検討されているが、地方教育の組織及び運営に関する法律第23条各号に規定する教育委員会の職務権限は、政治的中立性が必要なものとは言えない。しかし、政治的中立性は教育以外の分野の市長部局における職務権限の多くにおいても当然に求められるものであり、教育委員会のみを特別視し、このために独立委員会として特化して設置する理由はないことから、必置規定の廃止を求めているものである。代替措置を踏まえ、この点に対する貴省の見解を明確に示していただきたい。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の必置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。
1262	1262030	基本構想の策定義務の廃止	地方自治法で市町村のみ策定が義務付けされている基本構想を、地域の実情に応じて策定義務を廃止する。	民意を反映しながら、社会経済環境の変化に柔軟に対応した行政運営を展開する。	基本構想の策定義務の廃止を提案しているのに対し、貴省は過去の提案に対して一貫して「基本構想の内容や表現方法については、市町村の自主的な判断によるものとされており、地域の実情に応じた対応が可能であり、現状においても当該提案趣旨を十分に達成することができる。」との見解を示している。提案に対する回答に齟齬があり、「策定義務の廃止」に対する貴省の見解及びその理由を明確に示していただきたい。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の必置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1210	1210010	都道府県に置く行政委員会の自由化	県条例で設置検討中の鳥取県人権救済推進委員会(仮称)について、知事の附属機関ではなく行政委員会として位置づけるため、現行地方自治法で設置の種類が限定的に定められている行政委員会以外に、県が独自に条例で行政委員会を設置することができるものとする。	鳥取県人権救済推進委員会(仮称)を知事の附属機関ではなく独立した行政委員会に位置づけ、知事から独立した機関として県内で発生する人権侵害の救済にあたる。	今日、部落差別や女性に対する暴力、子ども、高齢者、障害者への虐待をはじめ、さまざまな人権侵害が発生しており、その内容も多様化している。そうした人権侵害に関する相談を受け付け、その救済を図る体制の整備が必要となっている。こうした背景のもと国においては平成14年3月人権擁護法案を提出したが昨年10月廃案となった経緯がある。そのため、本県においては、国の動きと並行して、幅広い人権侵害を迅速に救済する目的で本県独自の人権救済制度「鳥取県人権救済推進委員会(仮称)」の設置を検討しているところである。この委員会は、県職員が人権侵害を行った場合も迅速かつ公正な人権救済をはかるために知事等執行機関から組織及び権限が独立していることが必要であり、独立行政委員会とすべきと考える。しかしながら、このような知事の附属機関でない行政委員会を設置することは現行法上不可能である。県が独自に条例で行政委員会を設置できるものとし、実効性ある人権救済を図るため、鳥取県人権救済推進委員会(仮称)をこれに位置づける。	鳥取県	鳥取県	独立行政委員会自由化特区	今日、部落差別や女性に対する暴力、子ども、高齢者、障害者への虐待をはじめ、さまざまな人権侵害が発生しており、その内容も多様化。本県独自の人権救済制度「鳥取県人権救済推進委員会(仮称)」の設置を検討中であるが、この委員会は県職員が人権侵害を行った場合も迅速かつ公正な人権救済を図るため、知事等執行機関から組織及び権限が独立していることが必要。独立行政委員会とすべき。しかしながら、このような知事の附属機関でない行政委員会を設置することは現行法上不可能。県が独自に条例で行政委員会を設置できるものとし、実効性ある人権救済を図るため、鳥取県人権救済推進委員会(仮称)をこれに位置づける。
1231	1231010	公立大学法人による高専設置制限の緩和	現行法上、公立大学法人が高等専門学校を設置及び管理することはできない。このため、特例措置として都立高専の所管を教育委員会から移し、公立大学法人首都大学東京が都立高専を設置及び管理できるようにする。	【一貫した高度専門技術者教育体系の実現】 公立大学法人が高等専門学校を設置及び管理できるようにし、平成18年4月に都立高等専門学校を都教育委員会から公立大学法人首都大学東京に移管する。 このことにより、高等専門学校本科から専攻科、また産業技術大学院も視野に入れた、16歳からの一貫した高度専門技術者教育体系を確立し、企業が求める専門性の高い実践的技術者を育成するという、これまでにない新しい「高度専門技術者育成」の仕組みを整備することができる。 【機動的・弾力的な事業運営】 あわせて、機動的かつ弾力的な事業運営を行うことにより、企業の実務家教員などの外部資源の活用や大学院との教員の人事交流などによる教育の質の向上、使途に縛られない予算の弾力的な運用や経営努力により生じた剰余金の有効活用など事業執行の効率化及び組織の活性化、が可能となる。 【産業の振興、産学公連携の促進】 企画力、開発力を兼ね備えた技術者を輩出することにより、東京の産業振興に人材面から寄与するとともに、兼業・兼職の禁止条項に拘束されないため、教員と民間研究者との兼職が可能となるほか、これまで公務員の立場では予算等の制約により難しかった民間会社からの資金援助による共同研究などが促進されるなど、産学公連携の事業を一層推進することが可能となる。	・都立高専の組織管理及び事業運営の弾力化、活性化を図るため、国立高専と同様に独立行政法人化する必要がある。 また、高専本科からの高度専門技術者教育をより有効に機能させるため、都立高専を平成17年に設立予定の公立大学法人首都大学東京に移管し、同公立大学法人により設置される産業技術大学院と一体的な運営を行う必要がある。 このためには、現行の地教行法、地方独立行政法人法及び学校教育法の規定に抵触することから、特例措置を要する。	東京都	東京都	「首都東京・高度専門技術者育成特区」構想	公立大学法人が高等専門学校を設置及び管理できるようにし、平成18年4月に都立高等専門学校を都教育委員会から公立大学法人首都大学東京に移管することにより、高等専門学校本科から専攻科、また産業技術大学院も視野に入れた16歳からの一貫した高度専門技術者教育体系を確立する。このことにより、企業が求める企画力、開発力を兼ね備えた専門性の高い実践的技術者を育成するとともに、組織・人事の活性化や機動的かつ弾力的な事業運営を推進し、企業との共同研究など産学公連携の事業などを通じて、東京の産業振興に寄与する。
1224	1224010	公益法人による株式保有の禁止の緩和	平成17年4月以降、県内全域において特定の公益法人によるベンチャー企業の育成・支援を目的とした株式の保有を可能とする。(ベンチャー企業の育成・支援を目的とした事業を行う県が認めた公益法人)	「中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法」(平成7年4月施行)は、同法第14条の2において中小企業の創造的・事業活動の促進に資することを目的に設立された民法第34条の法人を指定し、この法人が株式又は社債を引き受けることを認めている。(同法・しかしながら、同法は時限法であることから平成17年4月をもって廃止され、同法及び新事業創出促進法、中小企業経営革新支援法の3法を統合した中小企業支援新法が制定されることとなっている。(第14条の3第2項)この新法の中では、財団が新規に未公開企業の株式を保有することについては規定されないことから、新法下では財団による株式の保有は認められないこととなる。このため、同財団が継続して株式の引き受けによる資金支援(直接投資)が可能となるよう、特定の財団法人がベンチャー企業の育成・支援を目的とする株式を保有することができる特区的設置を求めるものである。		静岡県	静岡県	ベンチャー支援財団等投資特区構想	創業期や従来の事業と異なる新分野に進出しようとするベンチャー企業においては、物的・人的担保力や事業の信用力が弱いことなどから、十分な資金の調達ができない場合が多い。これら企業に安定的かつ安全な資金を供給することにより、新技術・新製品の研究開発及びその成果の事業化を支援するために、公益法人による株式引き受けによる資金支援(直接的な投資)が有効である。公益法人が株式を保有することは、法律に規定されている場合などを除き原則認められていないことから、ベンチャー企業の育成・支援を目的とする公益法人による株式の保有を県下全域において認めることを提案する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1125	1125010	プライバシー保護特区	住民基本台帳の一部の写しの閲覧は、公開の原則により、何人でも請求できるとなっており、単に不当な目的のおそれがある場合に拒むことができるということだけで、ダイレクトメール等に利用されている。しかし、近年、市民のプライバシーの意識の向上の中で、個人情報の保護、住民基本台帳ネットワークの稼働等の環境の変化により、個人情報の流出の防止等のためには、閲覧請求についても、一定の制限が必要と考えられる。そこで、閲覧の請求は、公的機関が職務上必要とする場合に限定するものである。	住民基本台帳の一部の写しの閲覧を公的機関が職務上必要とする場合に限定する。	近年、市民のプライバシー保護意識の高まりの中で、個人情報保護、情報開示請求権、自己情報のコントロール権など、自治体に対しても様々な要望が出されている。こうした中で、住民基本台帳ネットワークシステムの個人情報については、法により利用が制限され、また、個人情報の流出を防ぐために何重ものセキュリティ対策が施されている。一方、住民基本台帳の閲覧制度は、同じ4情報(住所、氏名、生年月日、性別)を何人も大量に請求できる。(不当な目的に使用されるおそれがある場合は拒むことができる。)閲覧については、ダイレクトメール等に利用されている現状があり、「不当な目的」の曖昧さと個人情報の保護、プライバシーの保護等を併せて考えると、閲覧請求に一定の制限を加え、公的機関が職務上必要とする場合に限定しようというものである。	千葉県	千葉県市川市	プライバシー保護特区	住民基本台帳の一部の写しの閲覧は、現状ではダイレクトメールの送付等に多く利用されているが、同閲覧の請求を、公的機関が職務上必要とする場合に限定することにより、市民のプライバシーの保護を高め、個人情報の流出を防いでいく。
1278	1278010	地方自治法第十四条第3項による普通地方公共団体の条例に違反したものに對する行政処分として、公益作業を伴う罰則規定を設ける。	普通地方公共団体の条例を違反したものに對しては、「二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、過料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」とされていますが、地域美化環境を害したものに對し、条例で地域美化に関する公益作業に従事させることができる罰則規定を設けることができるようにする。	平成16年4月1日に施行した「多治見市をごみの散らばっていないきれいなまちにする条例」で規定する市民や事業者、イベント開催者等に対する義務規定に違反したものに對し、一定期間公益作業に従事させ、地域美化の大切さを身をもって学習する等の教育効果を期待して実施します。	地方自治法による普通地方公共団体が設けることのできる規定により、罰則を設けた場合、行政処分として過料を科することになりますが、その過料を支払わせるための作業や、違反行為のため害された地域の環境を修復するための経費がかかってしまう上、違反者がたとえ過料を負担しても違反行為を繰り返すことへの歯止めなどはあまり期待できないと考えられます。しかし、自分が害した美化環境を、自らが修復作業を行うと、経費はかからず、また、自らが修復作業を行うことが困難な場合も、他の美化に関する公益作業に従事し、その作業従事のため一定期間拘束されることにより心理効果を期待でき、意識改革が可能だと考えられます。そのため、負の要因を減らし、地域全体で美化環境の向上を図るためには、公益作業に従事させることのできる罰則規定を設けることが必要と考えます。	岐阜県	岐阜県多治見市	公益作業従事による美化推進のまちづくり	地方自治法により、普通地方公共団体の条例に違反した者に対し、過料を科することは認められていますが、労働を伴う罰則規定を設けることは想定されていません。地域の美化環境を促進する場合、違反したものに對し過料を科しても、本人の意識や行動の改善はあまり期待できないばかりか、害された環境を修復するためにも公費を支出することになります。しかし、地域美化に関する公益作業に一定時間従事するという労働を科すことにより、美化環境維持の大変さや大切さを感じることができ、意識改革につながると考えられます。
1092	1092010	土地開発公社の事業用地、代替地の売却等処分にかかる制限の撤廃	土地開発公社が先行取得した土地については、道路、公園、学校等の都市施設の事業等や、その代替地としての使用に、用途が限定されている。そのため、事業計画の見直し等に、柔軟に対応できず、長期間処分のできない用地を保有し、土地利用の硬直化と借入金の利子負担増加の原因となっている。法律上限定された用途に限らず、事業用地、代替地の処分を可能とすることにより、事業計画の見直し等に柔軟に対応し、借入金の利子負担の減少により、地方財政への負担軽減が可能となる。また、優良宅地の供給による定住化の促進、新たな土地の利活用による民間企業の経済活動への一助となることが期待される。	土地開発公社が先行取得した土地については、道路、公園、学校等の都市施設の事業等や、その代替地としての使用に、用途が限定されている。そのため、事業計画の見直し等に、柔軟に対応できず、長期間処分のできない用地を保有し、土地利用の硬直化と借入金の利子負担増加の原因となっている。法律上限定された用途に限らず、事業用地、代替地の処分を可能とすることにより、事業計画の見直し等に柔軟に対応し、借入金の利子負担の減少により、地方財政への負担軽減が可能となる。また、優良宅地の供給による定住化の促進、新たな土地の利活用による民間企業の経済活動への一助となることが期待される。	土地開発公社が先行取得した事業用地、代替地については、用途が限定されている。そのため、事業計画の見直し等に、柔軟に対応できず、長期間処分のできない用地を保有し、土地利用の硬直化と借入金の利子負担増加の原因となっている。法律上限定された用途に限らず、処分を可能とすることにより、事業計画の見直し等に柔軟に対応し、借入金の利子負担の減少により、地方財政への負担軽減が可能となる。また、優良宅地の供給による定住化の促進、新たな土地の利活用による民間企業の経済活動への一助となることが期待される。	神奈川県	神奈川県小田原市	土地利用活性化特区構想	土地開発公社が先行取得した事業用地、代替地については、用途が限定されている。そのため、事業計画の見直し等に、柔軟に対応できず、長期間処分のできない用地を保有し、土地利用の硬直化と借入金の利子負担増加の原因となっている。法律上限定された用途に限らず、処分を可能とすることにより、事業計画の見直し等に柔軟に対応し、借入金の利子負担の減少により、地方財政への負担軽減が可能となる。また、優良宅地の供給による定住化の促進、新たな土地の利活用による民間企業の経済活動への一助となることが期待される。

04 総務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1096	1096010	長期契約の導入	現在、公会計制度は単年度独立主義を用いており、契約もまた単年度契約が原則とされ、ライフサイクルコストを重視するために、自治体の判断で他年度契約できるものの範囲を定められるよう措置されたい。	自治体の判断で長期契約可能なものの範囲を定め(最近の自治法改正でリース契約が対象となったが、設置に伴い長期の保守契約が必要となるようなITシステム、機器や設備および施設についても対象とし)、長期契約によるライフサイクルコストの低減をしたい。	昨今、公共部門は、ライフサイクルコストを重視していないと指摘されることが多い。これを改善するために長期契約のできる範囲を拡大する必要があると考える(自治法改正で債務負担行為なしでの継続契約対象にOAリースなどが対象となり範囲は広がったが、十分でないと考えられる)。	東京都	稲城市	ライフサイクルコスト重視の行財政経営	現在、公会計制度は単年度独立主義を用いており、契約もまた単年度契約が原則とされている。また、一般競争入札、指名競争入札では最高または最低の価格をもって申込をしたものを契約の相手方にするにされている。ライフサイクルコストを重視するために、例えばITシステムの開発及び保守などを自治体の判断で複数年度契約できるものの範囲を定め、併せて、入札については複数年度のキャッシュフローを重視しDCF法を用いた現在価値換算後の数値を比較に用いることができるようしたい。
1096	1096020	一般競争入札等にDCF法を利用しライフサイクルコスト入札を可能とする	一般競争入札、指名競争入札では最高または最低の価格をもって申込をしたものを契約の相手方にするにあり、複数年度のキャッシュフローを重視しDCF法を用いた現在価値換算後の数値を比較に用いることができるよう措置されたい。	長期契約案件についてはDCF法を用いて落札者の決定をすることを可能とする。	ライフサイクルコストを正確に比較し、意思決定するために、世間で広く意思決定に使われ、また、公共部門においてもPFI契約における総合評価一般競争入札で価格評価部分に用いられるようなDCF法を一般競争入札や指名競争入札にも用いて落札者の決定ができるようにする必要がありと考える。	東京都	稲城市	ライフサイクルコスト重視の行財政経営	現在、公会計制度は単年度独立主義を用いており、契約もまた単年度契約が原則とされている。また、一般競争入札、指名競争入札では最高または最低の価格をもって申込をしたものを契約の相手方にするにされている。ライフサイクルコストを重視するために、例えばITシステムの開発及び保守などを自治体の判断で複数年度契約できるものの範囲を定め、併せて、入札については複数年度のキャッシュフローを重視しDCF法を用いた現在価値換算後の数値を比較に用いることができるようしたい。
1130	1130010	地方公共団体における随意契約の要件の拡大	地域産木材について随意契約の承認	地方公共団体の公共建築工事で地域産木材について森林組合との随意契約を行う。	木材価格の低迷や林業家の高齢化、森林所有者の生産意欲の低下により森林管理が行き届かず荒廃が目立ってきています。この状況を打開するため、地域産木材を利用し、持続的な森林の整備と保全を適正に進めるために木材資源の循環する仕組みをつくる必要があります。その先導的役割を果たすために、公共木造建築物に率先して利活用しながら木材を分離発注することで流通コストの削減を図ることが重要です。そのために森林所有者の協同組織である森林組合に地方公共団体が随意契約を可能とすることで、木材を適正な価格で安定供給させ、林業の自立への転換と森林の再生を目指すものです。	山形県	山形県鶴岡市	地域産木材活用推進構想	森林を支えてきた林業も、木材価格の低迷や林業家の高齢化で生産意欲の低下による林業活動の停滞で森林管理が行き届かず荒廃が目立ってきています。この状況を打開するため、地域産木材を利用し、持続的な森林の整備と保全を適正に進めるために木材資源の循環する仕組みをつくる必要があります。その先導的役割を果たすために、公共木造建築物に率先して利活用しながら木材を分離発注することでコスト削減を図ることが重要であると認識しています。そのために森林所有者の協同組織である森林組合に地方公共団体が随意契約を可能とすることで、林業の自立への転換と森林の再生を目指すものです。

04 総務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1025	1025010	地方公共団体発注公共事業入札時に民間参画方式(PU(ピックアップ)方式)	民間参画時の地方自治体との契約における、地方自治法第167条2項の随意契約における明確な認可特例及び慣例的入札形態に対する国土交通省のPU方式実施時の認可。	地方公共団体建築物入札において、元請経費上限値確定以外の直工事費分予算に対し、直工企業保護、地元企業優先等を目的とした入札形態及び、チェック方式を用い入札、発注、下請企業決定まで地方公共団体と協力して実施する。		熊本県	有限会社アーバン・デザイン中川設計室	地方公共団体の慣例的建築物発注形態に対する是正提案	公共工事入札時に、民間企業が元請と直工業者の間に参画する特例を活用し、直工下請企業の適正保護及び地元優先を主眼とした方式(PU方式)のもと、公共工事における元請と下請間の片寄りの無い適性な予算運用を計る。現在の元請による入札方式は、落札後元請の下請に対する自由な搾取を許し、昨今の経済状況では度を過ぎた目に余るものがある。かと言って当PU方式は元請とは相反するCM方式の如きものではなく、元請の利益追求の方向性により排除されがちな地元企業の保護、つまり公共工事の本来の目的達成を主眼として元請、下請間の適正なバランスを念頭に参画するものである。
1264	1264010	クレジットカードによる納付の容認	電子申請等における手数料等の納付方法については、現行では銀行口座振替の方式があるのみであり、これを多様化し、利用者の利便性を高めるため、使用料・手数料の支払につき、クレジットカードによる支払など第三者による納付を認める。	電子申請等にかかる使用料・手数料の納付方法として、クレジットカード会社などの第三者による納付を認め、利用者がクレジットカード、電子マネー等により使用料・手数料の納付を行うことができるようにする。	第5次構造改革特区提案における本提案と同内容の大阪府からの提案に対し、「今後、研究会を開催するなどして、現行制度の検証、関係業界や提案主体に対するヒアリング等を行った上で、提案の趣旨を十分踏まえ、第三者弁済によるクレジットカードの導入について早急に検討を始めたいと考えている。」との回答を得たが、その早期の具体化をはかるとともに具体化の時期について回答願いたい。	大阪府	大阪府	高度電子自治体構築特区	府全域を「高度電子自治体構築特区」に指定し、同地域における地域住民向け電子自治体サービスの早期提供と利便性向上のため、以下の措置を講じる。 (提案) 地域住民向け電子自治体サービスの利便性を向上させるため、手数料等のクレジットカード等による第三者納付方式による納付や電子証紙による納付について、地方自治法243条、231条の2の特例を認める。
1264	1264020	チャージャブル方式の電子証紙による納付の容認	電子申請等における使用料・手数料の納付についてチャージャブル方式の「電子証紙」を使用して納付することができるようにする。	電子申請等における使用料・手数料の納付について、電磁的記録による証紙である「電子証紙」を使用して納付することができるようにする。	普通地方公共団体は使用料・手数料の徴収については、地方自治法(以下「法」という。)第231条の2により、条例の定めるところにより証紙による収入の方法によることができるとされている。この趣旨は、現金による使用料・手数料の徴収手続を簡便化するために、予め歳入し、実際の納付の際に収納済みの証として証紙を使用するというものであり、このような事前の歳入及び収納済みの証としての機能を有するものであれば、証紙は、必ずしも書面に貼付して用いる紙片によるものに限らず、電磁的記録により事前の歳入の証となる情報を用いるものでも差し支えないと思われる。このような意味での電子証紙は、例えばカード等の有体物に事前の歳入の証となる情報を記載又は記録し、当該情報と対応関係にある事前の歳入について再入力(チャージ)可能なものとするという形式もありうるし、事前の歳入の証となる情報を電子的に移転又は管理するという形式もありうる。構造改革特区第5次提案で、大阪府から提案した「電子証紙」については「現行制度で可能」との回答を得ているが、これについては上記の趣旨に基づくものである。については、電磁的記録により事前の歳入の証となる情報を含めて、現行法上、証紙として許容されているものであることをご確認いただきたい。仮に、このようなものは現行法上、証紙として認められないということであれば、構造改革特区においてこれを証紙と認めるよう提案する。	大阪府	大阪府	高度電子自治体構築特区	府全域を「高度電子自治体構築特区」に指定し、同地域における地域住民向け電子自治体サービスの早期提供と利便性向上のため、以下の措置を講じる。 (提案) 地域住民向け電子自治体サービスの利便性を向上させるため、手数料等のクレジットカード等による第三者納付方式による納付や電子証紙による納付について、地方自治法243条、231条の2の特例を認める。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1056	1056010	地元金融機関との連携による民間事業者の宝くじ販売の許可	現状では、発売主体は、「都道府県及び指定都市」となっている。しかし、市町村合併により、地域のポテンシャルが上がるため、発売主体を民間事業者にまで拡大し、収益金を地域の活性化に活用する。	新松江市を対象に、地元地方銀行と連携し宝くじを販売する。当地域では過去、「しまね愛県債」と「松江市民債」を販売したことがあるが、発売後数時間で完売した経験がある。これは、まちづくりに対する意識の高さといえる。このことから、宝くじの収益を商店街の活性化に活用することができれば、まちづくりに対する市民の参画が得られることができる。また、各地域の商店街が活性化することにより、街が賑わい、国際文化観光都市である松江の観光関連産業への波及効果も期待できる。		島根県	松江学園通り商店街振興組合 理事長 新宮広海 株式会社 山陰合同銀行	松江街づくり振興くじ ~TOWN LOTO(トロ)	島根県最大の商店街である「松江学園通り商店街振興組合(組合員数115)」では、従来、各種イベントの実施や商品券の販売などにより、組合の活性化と消費者との係わりに取り組んできた。近年では、松江市に隣接する地域において、県外資本の大型店が複数出店するなど、商圏が地域間競争となってきた。地元商店街としては、今後はまちづくり意識の高い地域住民と協働で、まちづくりに取り組む必要がある。そこで、人気の高い「宝くじ」を販売することにより、地元商店街と消費者との連帯意識を向上させ、また、「宝くじ」の収益を商店街のまちづくりに活用していくものである。
1062	1062010	激甚災害の指定を受けた災害の被災地を行政区域に含む市による宝くじ発売の実施	現在は都道府県と政令指定都市以外には認められていない宝くじの発売を、激甚災害(本激)の指定を受けた災害の被災地を行政区域に含む市も可能とする。	激甚災害の指定を受けた関係自治体での発売主体の共同、また発売主体以外の区域での発売を行うなどの方法により、宝くじの発売を行う。このことにより、独自の財源を確保することで、豪雨等による災害の早急な復旧を行う。		福井県	福井県福井市	不死鳥福井特区(よみがえれ不死鳥のまち福井)	去る7月18日に発生した福井豪雨は、家屋被害のほか、農・林地や企業などに多大な被害をもたらした。早急な災害復旧と被災者支援のため、激甚災害(本激)の指定を受けた災害を行政区域に含む市も、「宝くじの販売」を可能にし、福井市が発売することで、財源を確保する。また、浸水対策として、被災地にある都市公園に雨水の貯留施設を設置するため、現在2ha以上の都市公園にしか認められない地下占有物件の設置の要件を、2ha未満(0.5ha以上)の都市公園でも可能とすることで、安全・安心な生活環境を確保する。これらを行うことにより、度重なる災禍に火の鳥「不死鳥」のように甦ってきた不死鳥福井の完全復興を図る。
1141	1141010	宝くじの収益配分方法の見直し等	宝くじの配分の方法の見直しをし、地方自治体に対する配分方法は20~40%の内、20%をハズレくじに配分し、国民に対して還元すべきである。	宝くじの収益金20%を国民の夢もう一度に還元すると共に、一般企業のポイントをドッキングさせる。それに依る経済波及効果は絶大であると考えられる。	第2次提案に於いて公正取引委員会依り景品表示法について回答を得られた。今回の提案に於いて総務省地方公債課及び日本宝くじ協会等の配分方法の改善が必要であるため。	福井県	(株)市姫商事	IT情報基地特区	政府に対して逆マニフェスト 宝くじの配分金20%約2千億円(H15年度実績より)を国民に待望の夢として配分すべきである。其の方法として宝くじのハズレ券をポイント化し配分の概要を提案する。企業が販売促進策として市場に放出されているポイント&マイルは年間約1兆円とも云われている。IT界等に於いては思想集約化が急速に進んでいるが、販促手段のポイント&マイル界だけは未整理の儘である。第2次構造改革特区として提案し公正取引委員会より認められた景品表示法との関連を断ち別途、信託・運営・配分の組織を造る事によってオープン懸賞の範囲内配分限度額1千万円以内に於いて実施出来ることを提案したい。

構想 (プロジェクト)管理 番号	規制特例 提案事項 管理番号	規制の特例事項 (事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府 県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1262	1262040	予算単年度主義の廃止	地方自治法で単年度とされている地方自治体の会計年度を複数年度予算に転換するとともに、評価に基づく決算を重視した予算管理を行う。このため、地方自治法第208条を「市町村の条例で定める。」に改正し、同法第210条に「又は条例の定めるところにより、一会計年度に執行した一切の収入及び支出は、すべて歳入歳出決算に編入しなければならない。」を加え、同法第211条第2項中「政令で定める」を「条例で定める」に改め、同法第212条及び第213条を削り、同法第214条中「継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか」を削り、同法第215条、第216条、第220条及び第233条中「」を「市町村の条例で定める」に改める。	歳出の総額を抑制し、長期的な視点に立った政策的な予算配分を行う。	国では、複数年度予算のモデル事業の実施を全府省に拡大することとしている。これは、貴省が示す債務負担行為や繰越明許費制度の活用とは異なる本来の複数年度予算制度を導入するものである。現行の予算単年度主義は、後年度や将来を踏まえた計画的な予算管理のインセンティブが働く制度となっていないため、三位一体改革の趣旨を踏まえ、地方が自立するためにも、中長期的な視点に立った複数年度予算に転換し、予算の自己管理を行うことにより、国及び地方の歳出の総額を抑制することが可能となる。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の必置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。
1257	1257010	ノンストップ地方行政特区(複数年度ローリング予算制度の導入)	議会の議決を経て策定した基本計画に基づき、複数年度にまたがる予算を編成し、これを毎会計年度ごとにローリングしていく「複数年度ローリング予算制度」を導入する。これにより年度区分による切れ目やムラ、無駄、無理のない「ノンストップ」の事務事業執行を実現する。	草加市では、地方自治法に規定される基本構想のほか、基本計画についても条例により議会議決のもとに定めることとなり、財源見通しを踏まえた5カ年基本計画を策定し、そのもとに個別事業計画と各年度予算とをリンクさせている。これを土台として複数年度予算を編成し、これを毎年度ローリングしていく方式を採用する。これにより、事業執行上、年度区分による休止等の制約が生じない「ノンストップ行政」を実現する。具体的には、単年度ごとの予算を複数年度あわせた予算案を編成し、議会議決を得る。予算は年度ごとにローリングし、その都度、議会議決を得る。事務事業はこれに基づいて執行し、当該議決予算の期間内においては、年度をまたがる事務事業の執行を債務負担行為、継続費の設定なく可能とする。なお、予算書は単年度ごとの数値を明確にするものとし、財政統計等、全国的に統一化すべき指標は、これに従う。	地方自治法第208条は、「普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。」とし、単年度ごとに独立した会計処理を行うことを義務づけている。このため大半の事務事業が、立ち上げから完了まで、年度内に完結することを求められる。継続費等の例外規定があるとはいえ、その運用に際しても、年度区分による独立性が強く求められるため、活用に制約が生じている。このように行政運営全体が会計年度に強く拘束される結果、行政の効率性や施策・サービスの連続性の欠如、契約事務上の不都合など、様々な問題が指摘されているが、中でも工事等の発注、施行時期が平準化できないことによる民間経済への影響は軽視できない。公共工事の繁閑の差は、そのまま、請負業者や資材・機器供給者等の生産効率低下につながるものであり、これによる我が国全体の経済ロスも巨額のものとなる。別の見方をすれば、平準化を通じて生産効率を高めることにより、公共工事等のコストダウンに期待することもできる。この点から、現在の単年度会計制度の欠陥を補う即効性のある改革手法として、当提案を特区として採用し、その成果を検証していくことを提案する。	埼玉県	埼玉県草加市	ノンストップ地方行政特区(複数年度ローリング予算制度の導入)	草加市では、地方自治法に規定される基本構想のほか、基本計画についても条例により議会議決のもとに定めることとなり、財源見通しを踏まえた5カ年基本計画を策定し、そのもとに個別事業計画と各年度予算とをリンクさせている。これを土台として複数年度予算を編成し、これを毎年度ローリングしていく方式を採用する。これにより、事業執行上、年度区分による休止等の制約が生じない「ノンストップ行政」を実現する。
1274	1274090	「古都保存市債」発行の広域行政化による、逗子鎌倉共同市債発行	地方債の発行に複数の市町村が参加することは、地方債の性格上、これまで認められていないと思われる。しかしながら、世界遺産登録の対象が二つの市町村に跨ることから、地方債の発行と償還を複数市町村の共同事業とする特例をつくる。これにより、世界遺産登録と観光発展に対する市町村間の温度差を均一化し、広域で世界遺産観光に取り組む意欲と素地を醸成する。	名越切通一体地域でバッファゾーンとして確保されるべき区域の宅地化が進行しているが、当該区域は逗子市所在であるため、保全対策が取られていない。鎌倉市には世界遺産登録バッファゾーンの確保を目的とし、逗子市には住民の安全と環境保全を目的として、両市共同による市債発行を促すことにより、当該区域の保全を実現し、引いては世界遺産登録と観光資源の拡充を図るものである。当該区域の買取のために歴史的風土特別保存地区および特別緑地保存地区の指定手続の期間を短縮することを提案しているが、その間にも古道を含む宅地化が進んでいる。一刻も早く土地所有権を移転するため、逗子鎌倉両市の協同を促すものである。	逗子市では、緑基金で緑地買入れなどの保全事業を行っている。しかしながら、鎌倉市が中心になって進めてきた世界遺産登録事業について、これまで市行政も市民も関心が薄かったことから、鎌倉隣接山林は保全買入れの順位が下位にあった。ここに来て、本年7月～10月に集まった保全署名は6400余名を数え、逗子鎌倉両市民の保全への願いは大きな力になっている。古都鎌倉の観光資源は両市に共通する価値を持っているため、共通市債の発行を、両市と市民の協力のきっかけとし、世界遺産登録と観光に対する両市と両市民の啓発につなげたい。	神奈川県	名越切通一体地域 / 巡礼古道保存と周辺山林保全復元署名の会	「世界遺産都市の観光とまちづくり」…古都特区」構想	古都保存法および都市緑地法の指定手続きの短期間化と保存対象の拡大、古都全域の歴史的・文化的資産や景観の一体的保全を目的とした斜面開発規制強化、開発事業および建築確認の手続きにおける市民参画範囲の拡大、地区計画等の策定に参加する関係住民の範囲の拡大、市債発行の広域化などの特例を活用して、古都鎌倉、古都逗子の歴史的風土を守り、古都資産の持続的保存を図る。世界遺産都市としての観光資源の拡充と、観光の持続的発展を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1045	1045010	地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号の規定の拡張	<p>平成14年11月1日に施行された地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号では、国立大学法人が行う地方公共団体の要請に基づく科学技術に関する研究で、地域における産業の振興等に寄与する通常行われる研究開発以外について、総務大臣の同意により、地方公共団体が国立大学法人への土地建物の寄付等を認めている。しかし、現在各地域で実施されている産・官・学・民の連携は、自然科学や社会科学、人文科学、文化・芸術など広範囲であり、地域活性化に資する研究は、科学技術に限定されたものではない。</p> <p>また、国立大学は法人化を契機とし、国家的な大規模の研究のみならず、地方自治体や地域の企業などとの連携による教育研究活動や、公開講座など一般の地域住民や地元で働く社会人などに対する学習機会の提供など、地域活性化のための教育研究活動に一層積極的に取り組み始めている。一方、地方公共団体においても、地域の教育、産業、文化の基盤を支えている大学、研究機関の知的資源を最大限に活用していくことが地域活力の再活性化を図る上で不可欠なものになっている。</p> <p>このため、現在認められている土地建物の寄付等の範囲を拡大し、総務大臣の同意を通常行われる研究開発であっても、地域活性化に寄与するものについては、地方公共団体との連携による事業展開も想定されていることなど以下のような一定の厳格なルールのもと、地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号の規定を拡張して適用されたい。</p> <p>当該地方公共団体において、国立大学法人との連携による地域の活性化に関する構想または計画を策定しているとともに、それに基づき誘致の申請を当該地方公共団体が自発的に行っていること。</p> <p>無償貸与の対象範囲が明確化されるとともに、組織や設備関連経費、ランニングコスト等の国立大学法人負担が明確になっており、当該地方公共団体の財政負担が許容範囲内にあって、いやくも財政再建団体へ転落する引き金となるような事がなくないこと。</p> <p>当該地方公共団体と国立大学法人との間で、協定締結を行うとともに、議会の議決を得ること。</p>	<p>国立大学法人東京芸術大学に対し、廃校となった校舎を改修、増築したうえで無償で貸与し、区内初の高等教育機関を誘致する。東京芸術大学は、今後集積する文化・芸術施設の中核を担うものである。区では、区民やNPO、企業などと協働して、集積した機能の連携・融合を促進するためのプラットフォームの形成を支援することで、新製品の開発など、新たな産業の創出を通じて地域雇用の拡大、地域経済の活性化を図る。また、千住キャンパスにおいて東京芸術大学が実施する、産業界、国立の諸組織、国内外のアーティスト・研究者との多様な連携、地方自治体職員を対象とした講座の開催、全国の音楽教員を対象としたリカレント教育の実施などを通じて、千住を全国に名だたる文化の発信拠点としていく。</p>	<p>規制の特例事項の内容の欄で考え方を述べたとおりであるが、自治体では、少子化による学校の統合により、校舎など学校跡地の資産活用による地域活性化求められている。しかし、自治体においては、折からの財政難により、潤沢な資金の投入は不可能な状況にある。使命を全うした学校施設を最小限の費用で再生し、地域連携・地域貢献といった新しい大学機能の創出による地域活性化は、両者にとって、最大の効果を生み出す結果となる。</p>	東京都	東京都足立区	文化産業・芸術新都心構想	<p>千住地区には、劇場や黒澤明映像スタジオなど、文化産業・芸術拠点施設が急ピッチで整備されつつある。また、同地区にある廃校となった学校校舎を改修・増築し無償貸与することで、区内初の高等教育機関である東京芸術大学を誘致する。区では、区民やNPO、企業などと協働して、集積させた文化産業・芸術のコンテンツの連携・融合を促進するためのプラットフォームの形成を支援していく。このことにより、新たな産業の創出、起業の促進等、地域経済の活性化を図る。また、東京芸術大学の持つ人的リソースを活用した協働・連携による市民講座や音楽教室などの開催を通じ、千住を全国に名だたる文化の発信拠点としていく。</p>
1004	1004010	地方財政法に係る規制緩和(ミニ公募債やPFJ法人の設立等による適用の明確化、合併特例債の適用対象についての規制緩和を含む)	<p>国・府が整備する広域道路建設等の公共事業については、地方財政法により市町村にその整備費用を負担させてはならないこととされているが、これを緩和し、市町村や民間が望む場合は市町村の財源又は民間資金を広域的な公共事業に投下できる仕組みをつくることにより、喫緊に整備が望まれる公共事業の工期短縮、早期完成をめざし、市域の振興・発展を図る。</p>	<p>国・府が整備する広域道路建設等の公共事業については、地方財政法により市町村にその整備費用を負担させてはならないこととされているが、これを緩和し、市町村や民間が望む場合は市町村の財源又は民間資金を広域的な公共事業に投下できる仕組みをつくることにより、喫緊に整備が望まれる公共事業の工期短縮、早期完成をめざし、市域の振興・発展を図る。</p> <p>また、ミニ公募債や合併特例債の対象となることを明確化するほか、PFJ法人の設立等を通じた民間の資金投入を可能とする。ただし、当該事業が合併特例債の対象となった場合は交付税措置を求めないものではない。</p> <p>なお、市町村の財源又は民間資金の投入により、広域的な公共事業計画のあり方に、ゆがみを生じさせる(財政力のある所が先行することにより、財政力のない所が遅れる)ことがあってはならないため、例えば道路整備の場合においては事業区画化されていることを前提とするなど、「当該事業が具体的に着手中」である場合に限り、本特例を認めるものとする。</p>	<p>平成16年4月1日に合併した京丹後市は、京都府の最北端の丹後半島に位置し、日本三景で有名な天橋立のある宮津市に隣接しており、古くから丹後ちりめんを地場産業に栄えてきた。合併後は、面積が501.84平方キロメートルと府内では京都市に次ぐ広さを有する。この市域の距離的な不安を払拭するために、また京阪神など都市部との交流を促進するために交通ネットワークの強化を新市建設計画で謳っている。しかし、合併後の道路整備事業の効果を考えると市域内だけの整備では、産業や観光の振興上十分でない。京都市などの都市部とのアクセス道路の早急な整備が望まれているところである。京都市内から北部に向け整備が進められている高規格幹線道路の京都縦貫自動車道は、現在京都市～丹波町間、綾部市～宮津市間は開通しているが、丹波町から綾部市の間は未開通となっている。</p> <p>しかしながら、このまま国の事業として進められる場合は、完成が平成20年代半ばともされ、非常に時間がかかることから、地方財政法を緩和し、市町村が整備費用を負担することを可能とすることにより、整備完成の促進を、是非とも図りたい。</p> <p>なお、市町村又は民間の負担形式は「国への貸付」とすることにより、市町村又は民間の実質的な負担は軽微なものとなること、国の市町村への返済のタイムスケジュールも、貸付のない通常の場合における、道路整備支出のタイムスケジュールと同一のもので全くさしつかえなく、または逆に、通常道路整備支出のタイムスケジュールより緩やかにもなりうることから、国にとって財政的な追加負担、ゆがみを招くことはないばかりか、集中的な負担を逆に軽減することにも資することを強調したい。</p>	京都府	京丹後市	市町村の参加又は民間資金の募集・投入による広域幹線道路整備等公共事業の自立的促進構想	<p>国・府が整備する広域道路建設等の公共事業については、地方財政法により市町村にその整備費用を負担させてはならないこととされているが、これを緩和し、市町村や民間が望む場合は市町村の財源又は民間資金を広域的な公共事業に投下できる仕組みをつくることにより、喫緊に整備が望まれる公共事業の工期短縮、早期完成をめざし、市域の振興・発展を図る。</p>

構想 (プロ ジェクト) 管理 番号	規制特例 提案事項 管理番号	規制の特例事項 (事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府 県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
5010	50100001	地方財政法に係る規制緩和 (ミニ公募債やPFI法人の設立等による適用の明確化、合併特例債の適用対象についての規制緩和を含む)	国・府が整備する広域道路建設等の公共事業については、地方財政法により市町村にその整備費用を負担させてはならないこととされているが、これを緩和し、市町村や民間が望む場合は市町村の財源又は民間資金を広域的な公共事業に投下できる仕組みをつくることにより、喫緊に整備が望まれる公共事業の工期短縮、早期完成をめざし、市域の振興・発展を図る。	<p>国・府が整備する広域道路建設等の公共事業については、地方財政法により市町村にその整備費用を負担させてはならないこととされているが、これを緩和し、市町村や民間が望む場合は市町村の財源又は民間資金を広域的な公共事業に投下できる仕組みをつくることにより、喫緊に整備が望まれる公共事業の工期短縮、早期完成をめざし、市域の振興・発展を図る。また、ミニ公募債や合併特例債の対象となることを明確化するほか、PFI法人の設立等を通じた民間の資金投入を可能とする。</p> <p>なお、市町村の財源又は民間資金の投入により、広域的な公共事業計画のあり方に、ゆがみを生じさせる(財政力のある所が先行することにより、財政力のない所が遅れる)ことがあってはならないため、例えば道路整備の場合においては事業区画化されていることを前提とするなど、当該事業が具体的に着手中である場合に限り、本特例を認めるものとする。</p> <p>おって、全国的な規制改革を求めるものであるが、少なくとも特区(別紙参照)における実現を強く求めるものである。</p>	<p>平成16年4月1日に合併した京丹後市は、京都府の最北端の丹後半島に位置し、日本三景で有名な天橋立のある宮津市に隣接しており、古くから丹後ちりめんを地場産業に栄えてきた。合併後は、面積が501.84平方キロメートルと府内では京都市に次ぐ広さを有する。この市域の距離的な不安を払拭するために、また京阪神など都市部との交流を促進するために交通ネットワークの強化を新市建設計画で謳っている。しかし、合併後の道路整備事業の効果を考えると市域内だけの整備では、産業や観光の振興上不十分であり、京都市などの都市部とのアクセス道路の早急な整備が望まれているところである。京都市内から北部に向け整備が進められている高規格幹線道路の京都縦貫自動車道は、現在京都市～丹波町間、綾部市～宮津市間は開通しているが、丹波町から綾部市の間は未開通となっている。</p> <p>しかしながら、このまま国の事業として進めた場合には、完成が平成20年代半ばともされ、非常に時間がかかることから、地方財政法を緩和し、市町村が整備費用を負担することを可能とすることにより、整備完成の促進を、是非とも図りたい。</p> <p>なお、市町村又は民間の負担形式は「国への貸付」とすることにより、市町村又は民間の実質的な負担は軽微なものとなること、国の市町村への返済のタイムスケジュールも、貸付のない通常の場合における、道路整備支出のタイムスケジュールと同一のもので全くさしつかえなく、または逆に、通常の道路整備支出のタイムスケジュールより緩やかにもなりうることから、国にとって財政的な追加負担、ゆがみを招くことはないばかりか、集中的な負担を逆に軽減することにも資することを強調したい。</p>	京都府	京丹後市		

04 総務省

構想 (プロジェクト)管理 番号	規制特例 提案事項 管理番号	規制の特例事項 (事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府 県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1059	1059020	コミュニティ・ファンド創設に係る自治体基金活用の規制緩和	<p>地方自治法第241条第2項は「基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」と規定している。さらに、昭和39年12月9日の行政実例は、基金について「指定金融機関以外の金融機関に預金するものについては知事に協議する」と預金先に制限を加えている。しかし、2005年4月からのペイオフの実施によって、全国自治体基金は決済用預金として金融機関に預金せざるを得なくなった。これはゼロ金利であるから果実は生まない、それなら基金を金融機関ではなく、鉄道基金に預け替えし、他自治体に長期資金として貸付運用を行っても「確実かつ効率的な運用」を妨げることはない。</p> <p>また同法第241条に、自治体が基金を設置できる規定があることから、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第2条の「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者」には自治体を含めて解釈運用すべきである。</p> <p>以上を実現するために下記3点の規制特例措置を設ける。</p> <p>(1)金融機関以外への預金を金融機関と同様に行えるよう、行政実例の制限を緩和する。</p> <p>(2)金融機関への預金を前提として解釈運用されてきた地方自治法第241条の規定に関わらず、自治体基金の他自治体への貸付運用を認める。</p> <p>(3)出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第2条の「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者」に自治体を含めるよう規制緩和する。</p>	<p>ふるさと銀河線は毎年3億7000万円ほどの赤字を生じ、これまで鉄道基金のうち第2・第3基金の取り崩しによって対応してきたが、この原資が底をつく状況にある。</p> <p>そこで、この財源対策として、沿線自治体基金のうち一定額をゼロ金利で鉄道基金に預け替え、さらに同線存続を願う全国の個人から総額100億円の貸付を受け、この100億円の原資を1%程度の利息で他自治体に長期資金として貸付することによって、毎年1億円の赤字補填財源を捻出する。</p>	<p><コミュニティ・ファンドの説明> 自治体基金及び個人預金の預け替え・運用によって原資をつくり、特定目的事業創出のために資金提供する手法は、ひとつの「コミュニティ・ファンド」である。総務省は平成15年7月、「新しい経済活動を伴う地域経済活性化に関する検討会」(座長 加藤寛千業商科大学学長)を立ち上げ、3回の委員会開催後、地域経済回復のための具体的な手法としてコミュニティ・ファンドと「地域通貨」が必要であると提言している(資料2-3 報告書1ページ)。同研究会の地域経済を見つめる状況認識は、ふるさと銀河線沿線自治体の置かれている状況と一致する。コミュニティ・ファンドの導入の必要性については、資料2-3 報告書4ページに述べられている。このコミュニティ・ファンドは、コミュニティ・サービス事業者に対し、資金を提供することによって、特定目的事業の実現を果たすものである。本件特区においては、北海道ちほく(高原鉄道(株)がコミュニティ・サービス事業者となる。さらにコミュニティ・ファンド形成の財源確保に当たり、まず自治体が率先して出資等によりファンドを形成し、それを「呼び水」とし地域住民の参加を呼びかけるべきとしている(資料2-3 報告書17ページ)。そして、総務省は自治体の先進的な取り組みを期待して、2004年度からコミュニティ・ファンドを創設する自治体に対し、地方交付税による財政支援を打ち出した。以上のように、コミュニティ・ファンドは地域経済活性化のための新政策であり、国も財政支援することによって全国へ広めようとしているものである。</p> <p><北海道ちほく(高原鉄道)経営安定基金の説明> 現在、ふるさと銀河線の赤字補填には鉄道基金が設けられ、これは北見市条例の中に規定されている。「北海道ちほく(高原鉄道)基金条例」においては「第1基金」から「第3基金」までが定められており、その基金毎に目的、制約が規定されている。第1基金は、当初48億7700万円積み立てられ、1998年度から2000年度にかけて北見市の一般会計に対し、1.3～2%の利息で長期貸付が行われ、現在の未償還元金は23億7000万円である。これによる、年間の利息収入は3300万円に達している。以上のように、現状においても利息収入の運用が実施されており、この貸付規模を100億円にすることによって1億円の利息を得ようとするものである。</p> <p><預け替えした場合の基金の保全及び資金量> 本件特区が認定された場合、自治体基金等は、鉄道基金中「第1基金」に積み立てるものとする。この場合貸付者との契約の際には、沿線自治体議会の債務負担行為の議決を行うものとし、損失補償契約条項を盛り込み債権を保全する。また、鉄道基金の運用は、同基金条例第3条の2の規定により沿線自治体と協議することとされており、債権保全が担保されている。なお、2001年現在の北見市を除く沿線6自治体の基金残高は154億円であり、この一部の預け替えによって100億円の原資を集めることが可能である。</p>	北海道	ふるさと銀河線存続運動連絡会議	ふるさと銀河線DMV特区構想	<p>北海道ちほく(高原鉄道)ふるさと銀河線に、鉄道も道路も走行できるデュアル・モード・ビークル(DMV)を導入し、北見都市圏を中心に、鉄道と道路を一体としたきめ細かい地域交通ネットワークを構築すると共に、同線の沿線地域による支援財源として、ゼロ金利債を導入する。</p> <p>同線には、知床・オホーツク圏への鉄道アクセス手段として、札幌～北見～網走・斜里間直通特急を走らせる別の構想があるため、特急など鉄道車両とDMVが同一線路上を走行する上で、「鉄道敷を道路とみなす規制緩和」が必要である。また、「ゼロ金利債」の具体的施策の展開のため、「コミュニティ・ファンド創設に係る自治体基金活用の規制緩和」が必要である。</p>
1054	1054010	日本郵政公社を利用した市外市税債権の確保事業	<p>日本郵政公社に対し、市税の徴収委託を行うことができるよう主に次を提案するもの。</p> <p>地方自治法第243条において、私人の公金取扱いの制限を撤廃する。</p> <p>地方税法第20条の4において、他の地方団体以外に日本郵政公社に徴収を委託できるよう規制を緩和する。</p> <p>日本郵政公社法第19条において、業務の範囲に「地方団体の委託を受けて、税の徴収を行うこと」を加えること。</p>	<p>市外に住所を有する納税者の市税の徴収(賦課処分を除く。賦課処分を行った後、既に滞納となった市税についての徴収事務(滞納処分については事務代行のみ。執行は含まない))を日本郵政公社に委託する。</p>	<p>市外に住所を有する納税者の滞納額は毎年増加しており、平成16年度への繰越額のうち市外の者に関するものは約30百万円(滞納額全体の約15%)となっている。市外に住所を有する者の滞納対策は重要な課題であるが、直接に徴収を行うにしても、納税者が遠方にいる場合には限界がある。</p> <p>一方で市外の納税者に対しては地方税法20条の4の規定により、納税者の住所・居所・財産等の所在地の地方団体に徴収を嘱託できるが、この際には関係する地方団体と個別に、徴収額の多寡によらず、一定の取り決めを結ぶ必要があり、場合によっては受け入れ側との協議等に多くの時間を要したり、受け入れ側の事情で嘱託できない場合がある。このようなことから、独立採算制と企業性を基調とし、全国的な組織である日本郵政公社に市外の納税者に対する徴収を委託することにより、徴収等に費やす時間や経費を削減するとともに、確実な市外市税債権の確保を図りたい。</p>	新潟県	新潟県新井市	日本郵政公社を利用した市外市税債権の確保構想	<p>日本郵政公社に対し、市税の徴収委託を行うことができるよう主に次を提案するもの。</p> <p>地方自治法第243条において、私人の公金取扱いの制限を撤廃する。</p> <p>地方税法第20条の4において、他の地方団体以外に日本郵政公社に徴収を委託できるよう規制を緩和する。</p> <p>日本郵政公社法第19条において、業務の範囲に「地方団体の委託を受けて、税の徴収を行うこと」を加えること。</p>

04 総務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1047	1047010	徴税業務の嘱託化	地方税法第1条第3項に定める徴税吏員は地方自治法第172条の吏員と解釈されているが、嘱託職員が可能となるように見直すこと。	市税徴収業務は徴税吏員によることとされているためその効果的運用が阻害されている。嘱託職員により税の滞納徴収を効率的に推進する。		愛知県	豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想	市民に必要な行政サービスを自らの責任で判断し、市民満足度を高めた行政サービスの提供に努めることを主目的とする。そこで、健全で効率的な自治体運営を行うため、費用対効果を高め、PF事業などによる「行政運営の効率化」「適切な市民サービス」、情報を共有することによる「市民との協働」、地域活性化による増収はもとより、滞納地方税の回収促進を含めた「財源の確保」といった複合的な取り組みを進め、雇用の創出、効率的な行政サービスの提供等により地域の活性化を促進する。
1120	1120010	徴税事務委任拡大構想	町田市においては、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤の職員として、町田市の常勤一般職員(いわゆる正規職員)または再任用職員として任用されていた者(つまり、町田市職員として勤務していた経験をもつ者)のうち、一定の要件に該当すると判断される場合については、退職後に町田市再雇用職員として採用されるが、再雇用職員は嘱託員であり、地方自治法に規定する吏員にあたらなため、地方税法に規定する徴税吏員として委任(任命)できず、地方税賦課徴収業務等を行えない。地方自治法及び地方税法の規定に拘泥されず、再雇用職員等の嘱託員に対する徴税吏員としての委任(任命)を可能にさせたい。また、これにより、税務事務に関して高度な知識と経験を有すると考えられる国税や都税出身者を嘱託職員として採用し、市税の賦課徴収業務にその知識と経験を活用する途も開かれる。	町田市再雇用職員は、長年町田市の職員として勤務をしていた経験を持つ者であり、この再雇用職員のうち適任と認められる者を、徴税吏員として地方税の賦課徴収業務に従事させることで、必ずしも常勤職員や再任用職員の増員を行うことなく、より幅広い人材の起用が可能になる。また、これにより、税務事務に関して高度な知識と経験を有する国税や都税出身者を積極的に活用する途も開かれる。これら嘱託職員の経験や知識を活用することで、適正な課税の確保や徴収率の向上に貢献することが期待される。	町田市では第3次町田市定員管理計画を策定し、常勤一般職員数の最適化を図る一方で、常勤一般職員の退職による貴重な労働力及び知識の流出を補完する必要性から、再任用制度を最大限活用し、定年退職した職員を再任用職員として市の業務に従事させ、職場の知識水準や業務効率の維持に努めている。また、嘱託職員等の雇用形態の異なる職員を活用している。ところで、市の事務のうち、地方税の賦課徴収等は、地方税法の規定により、市町村長から委任を受けた市町村吏員でなければ徴税吏員となることができないとしている。嘱託員は吏員にはあたらないと解釈されているため徴税吏員に任命できない。嘱託員は特別職の非常勤職員であり、単に雇用形態が異なるのみであると考えられる。町田市では要綱を定め、町田市の常勤一般職員(いわゆる正規職員)として任用されていた者のうち、一定の要件に該当し、市職員として必要な知識や能力を有すると判断される者を町田市再雇用職員として任用しており、長期にわたる市職員としての知識と経験を事務に活用している。このような高度な経験と知識を有する嘱託員を徴税吏員に委任(任用)できないことは、有能な人材の活用に対する大きな障壁となっている。嘱託員に対し、徴税吏員の任命を行うことができれば、再雇用職員を徴税吏員に任命し、長年にわたる市職員としての事務従事経験を税務事務に活用することが可能となるのである。また、税務事務に関して、高度な知識や経験を有すると考えられる国や東京都等出身の税務職員経験者についても徴税吏員に任命し、市の税務事務の指導者として従事させることが可能となり、その知識と経験を賦課徴収業務等に役立てる途が開かれる。徴税事務委任の拡大によって、適正な課税の確保及び徴収率向上への取り組みが強化できると同時に、懸案である常勤一般職員や再任用職員の退職による知識や労働力の流出を補完することも可能となる。(全文は別紙としました。)	東京都	東京都町田市	徴税事務委任拡大構想	町田市では、退職後の元職員を再雇用嘱託職員として雇用し、その事務経験を活用しています。また、国税や都税出身者を指導者として活用することなど、経験者の税務事務への従事が期待される中、現行法下では、嘱託員は徴税吏員に委任(任命)できず、地方税賦課徴収等事務を行うことができません。嘱託職員についても、徴税吏員に委任(任命)できるよう特区認定を目指します。これにより、常勤一般職員(いわゆる正規職員)や再任用職員に限定せず、嘱託職員の配属も可能となり、職員数の適正化を図ると同時に、貴重な経験や知識を活用することができます。また、市の税収が落ち込む中、正確な課税や徴収率向上への取り組みの強化を行えます。
1030	1030010	市長が特に吏員相当と認めた市の非常勤の職員に徴税吏員を委任	現在地方税法で市吏員に限定されている徴税吏員を、その他特に市長が吏員相当と認めた者にも委任できるように規制緩和を行う。なお、特に市長が吏員相当と認めた者については、税の徴収業務に長年従事し、豊富で専門的な知識経験、優れた見識を有する者(例えば国税徴収官や税務署長経験者の国税退職者等)を非常勤職員として採用し、徴税吏員として納税業務を担当させることを想定している。	松原市では今後の市税の確保に向けた具体的対策として、平成15年度より、一般職員の2名増員、収納支援システムの本格稼働、及び徴税事務指導員として、税の徴収業務に長年国税局や税務署で国税徴収官・署長としての経験を有し税理士でもある国税退職者を非常勤職員として新規採用し、困難事案の解決など積極的な滞納整理や徴税吏員への指導・相談等を行い、全体徴収率前年比0.6%増の90.3%の成果をあげることができた。今後さらに財政健全化の目標である平成17年度全体徴収率92%の目標達成が必要となる。そのためには、現在の取り組みをさらに強化する必要があり、その具体的対策として、現徴税事務指導員を特に市長が吏員相当と認めた者として徴税吏員を委任し、地方税法に規定されている徴税吏員として、大口滞納者との納税交渉や不動産、預貯金、生命保険などの財産調査、債券差押、滞納処分等を行うことが出来れば、市税の確保と目標徴収率の達成に大きな力となり、同時に市民と共に協働してまちづくりを進めるための財政基盤の確保が図られる。	松原市では、地方分権推進の理念に基づき、地方公共団体の自己決定、自己責任の拡大により、住民と協働して多様な地域づくりを目指している。そのためには、自主財源の根幹である市税確保が特に大きな課題となっている。しかし、財政健全化が市政の最重要課題となっている中、平成15年度の市税全体徴収率は、まだ大阪府下市平均値をかなり下回っており、今後三位一体改革に伴う税源移譲も見据えて、早急な対策が求められている。この状況を踏まえ市税確保に向けた具体的対策として、平成15年度より、一般職員の2名増員、収納支援システムの本格稼働、国税局等で国税徴収官等として税の徴収業務に長年従事し税理士でもある国税退職者を、非常勤の徴税事務指導員として新規雇用する試みをし、徴収率0.6%アップの成果を得たところであるが、今後のさらなる取り組み強化を検討する中で、15年度の経験を踏まえ、現徴税事務指導員の一層の活用が必要となっている。具体的には、現状では、現徴税事務指導員の徴税吏員に対する指導は、困難処理事案や大口滞納者との納税交渉、不動産や預貯金等の財産調査等において、協議や相談に留まっているが、十分に力を発揮するためには職務権限の拡大を図る必要がある。この場合において、年齢、雇用の予定者が他に職業を有している場合の兼業の問題、雇用期間、給与等の当市の財政負担面を考慮した場合、一般職任期採用ではなく週3日程度勤務の非常勤職員として採用する必要がある。これらの理由により、今後、現徴税事務指導員に市長が吏員相当と認めた者として徴税吏員を委任できれば、事例の協議・相談だけでなく実践的な行動が可能になり、財産調査を踏まえ、滞納者と直接納税交渉を行ったり、債権差押や滞納処分を行うなどにより滞納整理が進み、同時に市徴税吏員の経験・解決能力が向上し、より一層の成果を挙げ、17年度目標である徴収率92%達成が可能となる。なお、徴税事務指導員の権限の行使については、過去の提案に対する回答も踏まえて、一般職の市徴税吏員と同行するなど、常に複数で対応し、一般職との職務等の差異も考慮することも考えている。今回の提案は、現に非常勤としてではあるが、徴税吏員として十分に委任可能と思われる人材を、懸念される点はその対応を考慮しつつ、より有効に活用し、市税の確保と目標徴収率の達成を図り、同時に市民と共に協働してまちづくりを進めるための財源基盤の確保を行うとするものである。	大阪府	大阪府松原市	多様な人材活用による市税財源確保構想	松原市では、地方分権推進の理念に基づき、地方公共団体の自己決定、自己責任の拡大により、住民と協働して多様な地域づくりを目指しています。そのためには、今後とも自主財源の根幹である市税確保が特に大きな課題です。しかし、現在の市税収入は市の歳入の36%に過ぎず、財政健全化が市政の最重要課題となっており、早急な対策が求められています。そこで、具体的な対策として、まちづくりの原点である市税の確保に向け、現在地方税法で市吏員に限定されている徴税吏員を、その他特に市長が吏員相当と認めた者に徴税吏員を委任し、一層の市税確保を目指すものです。

構想 (プロ ジェクト) 管理 番号	規制特例 提案事項 管理番号	規制の特例事項 (事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府 県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1104	1104010	固定資産税の評価事務の特例	<p>現在、一般の地方公務員でなければならないとされている固定資産評価補助員制度に特例を設け、一定の基準を満たせば公務員以外の者に「評価補助員に準ずる権限」を付与し、固定資産税の評価実務に従事することを可能とする。それに伴い、徴税吏員、固定資産評価員、および固定資産評価補助員にしか認められていない課税基礎の把握のための「質問検査権」も付与する。</p>	<p>固定資産税の評価を地方公務員以外が行うことも可能にすることにより、評価事務の外部委託を行う。具体的な評価の流れとしては、土地においては、登記済通知書、農地転用の申請一覧等を基に異動リストを、家屋においては登記済通知書、建築確認申請等を基に新增築家屋リストを各市町村がそれぞれ作成し、そのリストにより委託先が評価を行い、最終的に評価額含む調査を市町村に提出するというものである。委託により、以下に挙げる効果が想定される。 固定資産評価の専門家による評価、また職員による実地調査(地方税法第408条)をより充実させることが可能となり、課税(評価事務)の適正・公平化を図ることができる。 市町村事務の効率化(人員削減、システム開発費削減等)を図ることができる。 県内全域での委託にすることにより、市町村間の均衡を図ることが可能となる。 新規雇用の創出など地域の活性化につながる。</p>		宮崎県	宮崎県宮崎市	固定資産評価事務の外部委託	<p>現在、各市町村が行っている固定資産税の評価を、市町村職員以外の者が行えるような特例を導入し、評価実務の外部委託を行う。それにより、行政コストの削減(人員削減等)、評価事務のより一層の適正・公平化、市町村間の評価の均衡化、地域の活性化(新規雇用の創出等)を図る。</p>
1124	1124010	寄附金特区	<p>減免に関して従来では、天災貧困等特別の事情によって担税能力が真に薄弱なものについてのみ適用されていたが、昭和60年の判決において、減免することが公益上必要であると認められる者も含まれるとされたところである。そこで、この「強い公益性、公共性」という事由に着目し、個人市民税を減免する。</p>	<p>市に現金を寄附した者の翌年度の個人市民税に対し寄附金額を限度に減免を行う。ただし、申告して寄附金控除を受ける場合又は特定の用途を目的とする寄附金には、適用しない。</p>	<p>昨今の社会情勢の大きな変化に伴い、個性豊かな魅力ある地域づくりの推進が各地域の緊急の課題となっており、地域づくりの担い手である地方団体に対する寄附を奨励することに、必要性、緊急性が認められること、また、市財政への著しい貢献も特別に考慮して、個人市民税を減免しようというものである。</p>	千葉県	千葉県市川市	寄附金特区	<p>市に対する寄附金を奨励するため、その公益性から寄附した者の翌年度の個人市民税について、寄附金額を限度に減免する。</p>
1216	1216010	課税資料収集方法の変更	<p>本来、法が予定している不動産取得税課税資料収集は、法第73条の18第1項に基づき不動産の取得者が取得事実を市町村長経由で都道府県知事に申告すること、あるいは同法同条第3項により市町村長が自ら取得の事実を発見した場合に都道府県知事に通知することにより行われることとなっている。 しかし、不動産取得者が申告しないこと、また、市町村としても通知事務を行える体制となっていないことから、この規定のとおり行われていない。 こうしたことから、本県では県税事務所の職員が法務局で課税資料を収集しているが、この事務は非効率であり、人件費等膨大な費用を要すること、また、課税に要する時間が長いことなどの問題がある。 現在、県内の不動産登記事務がコンピュータ処理が行われており、課税資料として収集すべき情報のほとんどが電子情報化されていることから、法務局から課税情報を電子データで提供してもらうよう提案し、業務省力化、事務経費節減を図るとともに今まで以上に早期課税を可能とする。</p>	<p>法務局から、登記済通知(市町村へ通知されているもの。)の内容を電子データで県へ提供してもらう。 県は、そのデータを直接コンピュータ処理し、課税データとして活用する。 この方式に改めることにより、現在、本県で行っているような資料収集のための事務、また、収集した資料を電子データ化する事務などがほとんどなくなり業務省力化、事務経費節減となるとともに今まで以上に早期課税が可能となる。 また、県のみならず市町村、さらには、市町村への通知事務軽減により法務局にとってもメリットがある。</p>	<p>本県では法務局で「不動産登記申請書」を閲覧の上、不動産取得者を捕捉し、必要事項を転記する方法で課税資料を収集している。 しかし、この方法は非効率的であり、人件費等膨大な費用を要すること、また、課税までに要する期間が長くなることなどから、業務省力化、事務経費節減を図るとともに早期課税を実現するため、法務局から課税情報を電子データで提供してもらうよう提案する。 なお、電子データの提供は、多くの都道府県で望んでいるが、法第73条の18(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)に基づき法的には資料収集が可能とされていること、また、法第382条(市町村長に対する通知書義務)のような通知義務がないことなどから、法務局の協力が得られず実現に至っていない(国税については、同様に法的義務はないが、国税庁と法務省の協議により電子データの提供が行われている。)</p>	埼玉県	埼玉県	不動産取得税課税資料収集効率化構想	<p>本県では、厳しい財政状況の中、雇用対策、中小企業・ベンチャー企業の支援、少子・高齢化への対応などが急務となっている。税務事務については、収増に努める一方で徴税費の節減が求められており、不動産取得税課税資料収集事務の経費を節減するとともに早期課税に結びつけるため、法務局でコンピュータ処理された不動産登記データを課税資料として電子データで提供してもらうことを提案する。この提案が実現されれば、早期課税が可能となり、確実に収増が確保できることにより、県政の重要課題に積極的に取り組み、県内経済の活性化を図ることができる。また、市町村の固定資産税課税事務や法務局の市町村通知事務の業務省力化が図られる。</p>

04 総務省

構想 (プロ ジェク ト)管 理番号	規制特例 提案事項 管理番号	規制の特例事項 (事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府 県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1217	1217010	個人県民税徴収取扱費交付金の算定方式変更	<p>地方税法第47条第1項に規定されている「個人県民税徴収取扱費交付金」は、法定の算定方式により算定された金額の合計額を県が市町村に交付するものである。</p> <p>この算定基礎の一つ「道府県に払い込まれた金額」に政令で定める率(百分の七)を乗じて得た金額について、実際に市町村が個人県民税の賦課徴収事務に必要な経費相当として不足が生じない範囲で設定した新たな交付率(例「百分の五」)で交付額を算定する。</p> <p>により算定された交付額の合計額とにより算定された交付額の合計額との差額を原資として、個人県民税の「徴収率」など、徴収努力の度合に応じて交付する部分を設ける。(個人県民税徴収率向上のインセンティブとなる。)</p> <p>(例示)ア 徴収率に応じて交付する。 イ 前年度の徴収率との伸長率を交付率に加味する。 ウ 他の市町村に参考となる実績を挙げた取組を交付率に加味する。等</p>	<p>地方税法第47条第1項に規定されている「個人県民税徴収取扱費交付金」の算定基礎の一つ「道府県に払い込まれた金額」に政令で定める率(百分の七)を乗じて得た金額について、法定の交付率(百分の七)により交付額を算定する。</p> <p>実際に市町村が個人県民税の賦課徴収事務に必要な経費相当として不足が生じない範囲で設定した新たな交付率(例「百分の五」)で交付額を算定する。</p> <p>こうしたことから、この交付金の算定基礎の一つ「道府県に払い込まれた金額」に政令で定める率(百分の七)を乗じて得た金額について、取扱通知の趣旨を踏まえて、実際に市町村が個人県民税の賦課徴収事務に必要な経費相当として不足が生じない範囲で設定した新たな交付率により交付額を算定するものである。</p> <p>そして、法定の交付率(百分の七)により算定された金額との差額分の合計額を原資として、個人県民税の「徴収率」など、徴収努力の度合に応じて交付する部分を設け、この交付金が市町村における個人県民税徴収率向上のインセンティブとなるようにするものである。</p>	<p>「個人県民税徴収取扱費交付金」は地方税法第47条第1項により県が一律の基準で算定した金額を市町村に交付することとされている。この交付金は、個人県民税の徴収事務経費を補償するものとして、「地方税法の施行に関する取扱について」(昭和29年5月13日付け自乙府発第109号自治庁次長通達)(以下「取扱通知」という。)第七の二四のとりの趣旨により定められたものであるが、実際にはその額を上回るものと推測される。</p> <p>こうしたことから、この交付金の算定基礎の一つ「道府県に払い込まれた金額」に政令で定める率(百分の七)を乗じて得た金額について、取扱通知の趣旨を踏まえて、実際に市町村が個人県民税の賦課徴収事務に必要な経費相当として不足が生じない範囲で設定した新たな交付率により交付額を算定するものである。</p> <p>そして、法定の交付率(百分の七)により算定された金額との差額分の合計額を原資として、個人県民税の「徴収率」など、徴収努力の度合に応じて交付する部分を設け、この交付金が市町村における個人県民税徴収率向上のインセンティブとなるようにするものである。</p>	埼玉県	埼玉県	個人県民税徴収促進化構想	<p>地方税法第47条第1項に規定されている「個人県民税徴収取扱費交付金」は、法定の算定方式により算定された金額の合計額を県が市町村に交付するものである。この算定基礎の一つ「道府県に払い込まれた金額」に政令で定める率(百分の七)を乗じて得た金額について、実際に市町村が個人県民税の賦課徴収事務に必要な経費相当として不足が生じない範囲で設定した新たな交付率により交付額を算定し、法定の交付率(百分の七)により算定された金額との差額分の合計額を原資として、個人県民税の「徴収率」など、徴収努力の度合に応じて交付する部分を設け、この交付金が市町村における個人県民税徴収率向上のインセンティブとなるようにする。</p>
1047	1047020	公的年金等支払報告書の電子データ提出	<p>地方税法第317条の6第3項に定める公的年金等支払報告書の提出については、同法施行規則第10条第1項に様式が定められているが、第2項には地方税法第317条の6第1項に定める給与支払報告書の磁気データ提出を可能とする規定がある。公的年金等支払報告書の提出についても磁気データ提出を可能とするよう改正すること。</p>	<p>磁気データ提出により公的年金等の課税データ作成経費の削減・処理時間の短縮を図る。</p>		愛知県	豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想	<p>市民に必要な行政サービスを自らの責任で判断し、市民満足度を高めた行政サービスの提供に努めることを主目的とする。そこで、健全で効率的な自治体運営を行うため、費用対効果を高め、PFI事業などによる「行政運営の効率化」「適切な市民サービス」、情報を共有することによる「市民との協働」、地域活性化による増収はもとより、滞納地方税の回収促進を含めた「財源の確保」といった複合的な取組みを進め、雇用の創出、効率的な行政サービスの提供等により地域の活性化を促進する。</p>
1047	1047030	公売制度の弾力化	<p>国税徴収法第115条第2項に定める買受代金の納付期限の延長が最大10日と規定されているのを「30日程度」に延長すること。</p> <p>住宅ローン等の資金融資を行った場合、金融機関の担保権設定と公売執行機関の行う所有権移転登記の整合性を図る為、民事執行法82条の規定に準じた運用を実現する。</p>	<p>金融機関の融資により、一般市民の買受希望者も公売に参加できる機会が増加する。これにより固定資産の流動化が図られ、市民の不動産取得を活性化するとともに、税の滞納徴収を促進する。</p>	<p>住宅金融公庫等から融資を受けて土地または中古住宅を購入しようとする者は、購入物件決定後に建築士に融資のための概要書の作成を依頼し、公庫業務受託金融機関へ融資の申し込みをしますが、つなぎ融資であっても申し込みから融資まで2～3週間程度の期間を要し、現公売制度では、売却決定から代金納付まで、最長で17日間であり、金融機関の融資を受ける前に、買受の権利が失効することになる。</p> <p>公売制度においては、買受人への所有権移転登記は、執行機関側が登記所へ届託しますが、借入に伴う抵当権設定登記については所有権移転と同時にできないため、金融機関側が転売等のリスクを負うことになり、住宅ローン融資を受けることが困難となっております。この点について、競売においては、平成10年の民事執行法の改正により買受人と抵当権を設定しようとする金融機関が、司法書士又は弁護士を指定して、所有権移転等の登記届託書の交付の申出書を執行裁判所に提出し、指定を受けた司法書士等が、登記届託することにより所有権移転登記と同時に抵当権設定を行うことができるようになってきている。</p>	愛知県	豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想	<p>市民に必要な行政サービスを自らの責任で判断し、市民満足度を高めた行政サービスの提供に努めることを主目的とする。そこで、健全で効率的な自治体運営を行うため、費用対効果を高め、PFI事業などによる「行政運営の効率化」「適切な市民サービス」、情報を共有することによる「市民との協働」、地域活性化による増収はもとより、滞納地方税の回収促進を含めた「財源の確保」といった複合的な取組みを進め、雇用の創出、効率的な行政サービスの提供等により地域の活性化を促進する。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1165	1165010	国民健康保険の賦課(課税)限度額の撤廃	国民健康保険制度は健全な運営の確保が困難になってきているが、この制度的要因として、国保税の限度額が設けられていることによる中位以下の所得層における税の負担感の増加、納税意欲の減退が挙げられる。そこで高所得者層の占める割合が比較的多い土幌町においては限度額を現行の1.1倍の範囲内で設定できる特例を提案したい。町内において、限度額を支払っている世帯は約320世帯あり、全加入者の2割強を占めており、限度額を上げたとしても、この層の納税意欲に悪影響を及ぼすことは少なく、課税の不公平感を取り除き、納税意欲を増す効果が期待できる。	国民健康保険税の限度額を上げる。これにより、中位以下の所得層の税負担の不公平感を軽減することができ、同時に納税意欲を高めることが可能となる。結果として国民健康保険制度の健全な運営の確保へと繋がることとが期待される。	農業生産額が大きく、高所得者層の占める割合の多い土幌町においては国保税の課税限度額が設定されていることにより、中位以下の所得層の負担が相対的に大きくなっている。その結果、中位以下の所得層の負担感が増し、納税意欲が減退し、保険の健全な運営の確保に支障を来している。全国一律の限度額を撤廃し、現在の限度額を少し上げることにより、高額納税者の納税意欲が減退することは考えにくく、むしろ中位以下の所得層の税負担の不公平感を軽減し、納税意欲を高めることができ、国民健康保険制度の健全な運営の確保へと繋がることとが期待される。	北海道	北海道河東郡土幌町	安全・安心特区	国民健康保険制度は健全な運営の確保が困難になってきているが、この制度的要因として、国保税の限度額が設けられていることによる中位以下の所得層における税の負担感の増加、納税意欲の減退が挙げられる。そこで高所得者層の占める割合が比較的多い土幌町においては限度額を現行の1.1倍までの範囲で設定できる特例を提案したい。町内において、限度額を支払っている世帯は約320世帯あり、全加入者の2割強を占めており、限度額を少額上げたとしても、この層の納税意欲に悪影響を及ぼすことは少なく、逆に中位以下の所得層への課税額を大きく減らすことができ、課税の不公平感を取り除き、納税意欲を増す効果が期待できる。
1127	1127010	郵便局における地方公共団体の特定事務の取り扱いに対する請求者の制約の緩和	郵便局において地方公共団体の特定の事務を取り扱う場合、納税証明書と印鑑登録証明書を請求できるのは本人と限定されているが、この制約を緩和し本人以外の家族からの請求でも扱えるものとする。	記 納税証明書 印鑑登録証明書 効果として、身体が不自由な高齢者本人に代わり家族が各種証明書を最寄の郵便局で請求することが可能になるなど、住民サービスの一層の向上が期待できる。	郵便局において住民票の写しや印鑑登録証明書などの発行を実施しているところであるが、身体が不自由な高齢者本人に代わり家族が請求をしようとしてもできないため、本庁舎へ家族が請求しに来るといったような不都合な状況が生じている。	石川県	石川県羽咋市	家族の郵便窓口代理申請特区	本市は窓口業務のサービスの向上のため、午後7時までの窓口時間延長を行い、平成15年8月からはワンストップサービスを開始し、同時に郵便局において各種証明書の発行を実施している。 現在、郵便局での各種証明書の発行の際には請求者を本人に限定し、本人確認を行うこととなっている。例えば身体が不自由な高齢者本人に代わり家族が請求に来て、発行できない状況がある。特例措置により同一世帯の家族でも発行できるようにする。結果、市民が享受できるサービスが拡大される。
1178	1178010	地域自治組織の自動車所有可能化事業	道路運送車両法では、登録にその所有者の住所を証明する書類を必要としているが、人格のない社団にあっては当該書類を取得することができず、事実上自動車所有することができないのが現状である。 地域自治組織が権利能力を有し自動車を取得するために、不動産を所有しなくても地縁による団体の認可を受けられるなど要件を緩和する。	武生市において旧町村単位の地域が主体となった「自治振興会」による、スクールバスの運営や高齢者の方の通院等の地域の実情にあったきめ細かな事業を実施。 自動車を所有し様々な形で利用することは、より効果的な地域自治の推進にも繋がる。	武生市では、旧町村単位(小学校区単位)に「自治振興会」を設立し地域自治を振興している。公共交通機関が希薄な地区では、スクールバスの運営や高齢者の方の通院等の事業化を希望している。 道路運送車両法では、人格のない団体にあっては自動車を登録することができないことから、地縁法人の取得を検討している。しかし、地方自治法では地縁による団体の認可要件を「不動産の権利等を保有するため」としていることから、不動産の取得見込みのない地縁組織は、法人格取得ができない。不動産を所有しない地縁組織が法人格を取得できるように緩和し、自動車を所有可能とするなど、より効果的な地域自治の推進を図る。	福井県	福井県武生市	地域自治振興特区	武生市では、旧町村単位(小学校区単位)に「自治振興会」を設立し地域自治を振興している。公共交通機関が希薄な地区では、スクールバスの運営や高齢者の方の通院等の事業化を希望している。 道路運送車両法では、人格のない団体にあっては自動車を登録することができないことから、地縁法人の取得を検討している。しかし、地方自治法では地縁による団体の認可要件を「不動産の権利等を保有するため」としていることから、不動産の取得見込みのない地縁組織は、法人格取得ができない。不動産を所有しない地縁組織が法人格を取得できるように緩和し、自動車を所有可能とするなど、より効果的な地域自治の推進を図る。
1281	1281010	交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業	道路運送法に定める、「自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。」としているが、今回の構造改革により特定事業となった「1207交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業」の運送主体に、地縁による団体を加え、さらに、地域自治振興会が不動産を所有しなくても地縁による団体として認可を受けられるよう要件を緩和する。	武生市では、地域自治を推進するために条例を制定し、地域自治を振興している。市内の旧町村単位の地区で「自治振興会」が組織され事業を展開しているが、公共交通機関が希薄な地区では、地区で受益者負担を考慮し、スクールバスの運営や高齢者の方の通院等の事業化を希望している。 地域の課題についてきめ細かな対応が可能となり、自動車を様々な形で利用することは、より効果的な地域自治の推進にも繋がる。	武生市では、地域自治を推進するために条例を制定し、市内の旧町村単位の地区で「自治振興会」が組織され事業を展開しているが、公共交通機関が希薄な地区では、スクールバス運営や高齢者通院移送等の事業化を希望している。受益者負担を考慮し、自動車をわがまちづくりに活用することは、より効果的な地域自治の推進にも繋がる。 「社会福祉法人」や「NPO」に加え、地域福祉の増進やまちづくりの推進を図る活動を行う「地縁による団体」についても有償運送を可能にし、更に武生市の自治振興会が不動産を所有しなくても地縁による団体の認可を受け、公共交通機関が希薄な地域の課題に、地域に自ら解決できるよう緩和を図る。	福井県	福井県武生市	里地里山再生特区(有償運送)	武生市では、地域自治を推進するために条例を制定し、市内の旧町村単位の地区で「自治振興会」が組織され事業を展開しているが、公共交通機関が希薄な地区では、スクールバス運営や高齢者通院移送等の事業化を希望している。受益者負担を考慮し、自動車をわがまちづくりに活用することは、より効果的な地域自治の推進にも繋がる。 「社会福祉法人」や「NPO」に加え、地域福祉の増進やまちづくりの推進を図る活動を行う「地縁による団体」についても有償運送を可能にし、更に武生市の自治振興会が不動産を所有しなくても地縁による団体の認可を受け、公共交通機関が希薄な地域の課題に、地域に自ら解決できるよう緩和を図る。

04 総務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1111	1111010	「公の施設」の指定管理者となった民間事業者に対する公益法人等への派遣制度の適用	「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」において、公益法人等(民法法人、特別の法律により設立された一定の法人及び地方六団体)のうち、その業務が地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要なものとして、条例で定めるものについては、地方公務員の派遣が認められているが、これに指定管理者制度により「公の施設」の管理運営主体となった民間事業者も含める。	指定管理者制度を適用し民間事業者が管理運営主体となった「公の施設」について、民間事業者側が希望し、地方自治体が適当と認める場合に、地方自治体が職員を派遣し、管理運営に携わる業務を行う。	指定管理者制度を適用し、民間事業者が管理運営主体となった「公の施設」については、民間事業者がその経営ノウハウを活かして管理運営を行うことで、住民サービスの向上や行政コストの削減を図るものであるが、「公の施設」の種類によっては、運営にあたって高度な専門的知識を要するものもある。そのため、地方自治法が規定する「公の施設」の管理の適正を期するための調査、指示等にとどまらず、必要に応じて地方公務員が民間事業者の中に加わり、指定管理者と行政が密接に連携して管理運営に当たることによって、はじめて、民間の経営ノウハウと行政が持つ高度な専門的知識の両方を活用し、住民サービスの向上と行政コスト削減という指定管理者制度の目的を果たすことができる場合がある。現行法においては、公益法人等に対して地方公務員を派遣することは認められているが、「公の施設」の管理運営を行う指定管理者については、まさに地方公共団体の事務を行うものであり、施策の推進を図るため、人的援助を行うものが必要であるという点で、営利企業といえども、これら公益法人等と同様に取り扱い、職員の派遣を認めることが必要と考える。そのため、指定管理者と行政が密接に連携して、「公の施設」の管理に当たることが可能となるよう、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に規定する公益法人等に、「公の施設」の指定管理者となった民間事業者も含めることを提案する。	長崎県	長崎県	公の施設の指定管理者に対する地方公務員の派遣容認特区	指定管理者制度を適用し、民間事業者が管理運営主体となった「公の施設」において、運営にあたって高度な専門的知識を要するものもある。この場合、必要に応じて地方公務員が民間事業者の中に加わり、指定管理者と行政が密接に連携して管理運営に当たることにより、指定管理者制度の目的を果たすことができる場合がある。このため、指定管理者と行政が密接に連携して、「公の施設」の管理に当たることが可能となるよう、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に規定する公益法人等に、「公の施設」の指定管理者となった民間事業者も含めることを提案するものである。
1111	1111020	「公の施設」の指定管理者となった民間事業者に対する特定法人への退職派遣制度の適用	「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」において、当該地方公共団体が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務が公益の増進に寄与するとともに、地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要なものとして、条例で定めるものについては、地方公務員の退職派遣が認められているが、これに指定管理者制度により「公の施設」の管理運営主体となった民間事業者も含める。	指定管理者制度を適用し民間事業者が管理運営主体となった「公の施設」について、民間事業者側が希望し、地方自治体が適当と認める場合に、地方自治体が職員を派遣し、管理運営に携わる業務を行う。	指定管理者制度を適用し、民間事業者が管理運営主体となった「公の施設」については、民間事業者がその経営ノウハウを活かして管理運営を行うことで、住民サービスの向上や行政コストの削減を図るものであるが、「公の施設」の種類によっては、運営にあたって高度な専門的知識を要するものもある。そのため、地方自治法が規定する「公の施設」の管理の適正を期するための調査、指示等にとどまらず、必要に応じて地方公務員が民間事業者の中に加わり、指定管理者と行政が密接に連携して管理運営に当たることによって、はじめて、民間の経営ノウハウと行政が持つ高度な専門的知識の両方を活用し、住民サービスの向上と行政コスト削減という指定管理者制度の目的を果たすことができる場合がある。現行法においては、特定法人(当該地方公共団体が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務が公益の増進に寄与するとともに、地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要なものとして、条例で定めるもの)に対して地方公務員を退職派遣することは認められているが、「公の施設」の管理運営を行う指定管理者については、まさに地方公共団体の事務を行うものであり、施策の推進を図るため、人的援助を行うものが必要であるという点で、営利企業といえども、これら特定法人と同様に取り扱い、職員の退職派遣を認めることが必要と考える。そのため、指定管理者と行政が密接に連携して、「公の施設」の管理に当たることが可能となるよう、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に規定する特定法人への退職派遣に、「公の施設」の指定管理者となった民間事業者も含めることを提案する。	長崎県	長崎県	公の施設の指定管理者に対する地方公務員の派遣容認特区	指定管理者制度を適用し、民間事業者が管理運営主体となった「公の施設」において、運営にあたって高度な専門的知識を要するものもある。この場合、必要に応じて地方公務員が民間事業者の中に加わり、指定管理者と行政が密接に連携して管理運営に当たることにより、指定管理者制度の目的を果たすことができる場合がある。このため、指定管理者と行政が密接に連携して、「公の施設」の管理に当たることが可能となるよう、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に規定する公益法人等に、「公の施設」の指定管理者となった民間事業者も含めることを提案するものである。
5056	50560265	指定管理者の指定を受けた営利法人への地方公務員の派遣解禁【新規】	指定管理者の指定を受けた営利法人についても、地方公務員の派遣を認めるべきである。また、形式的に退職が求められる営利法人への派遣について、公益法人等への派遣制度と同様に、退職せずに派遣できるよう見直しを図るべきである。		指定管理者制度のもとで、地方公共団体の事務・事業を民間委託する場合、当該事務事業に従事する地方公務員の処遇が大きな課題となっている。地方公共団体の創意工夫の発揮によって、官民のパートナーシップの推進が模索される中、民間企業へ地方公務員を派遣させることができれば、こうした課題解決に資することに加え、当該事務・事業の連続性(安全かつ安定的なサービスの供給)の維持が可能となる。		(社)日本経済団体連合会		

04 総務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1089	1089030	地方公務員の休職の特例	職員はその意に反した休職しかできない。	自主的な休職を可能とする。なお、目的は限定しない。	<p>現行の休職は職員の意に反したものしかできない。当該特例により、職員が自らの能力開発を行ったり、自らの専門的知識や経験を生かすために民間企業で働いたり、起業するために休職することが可能となり、自分の人生設計に多様な選択肢を持つことができる。</p> <p>これまでの提案において、当該規制の特例事項に対する総務省の回答については次のように考える。</p> <p>・「公務員制度改革大綱において国家公務員制度の改革に準じて所要の改革を行うと閣議決定されたところ。したがって国家公務員制度の見直しを踏まえて対応することが適当である。」とされているが、国家公務員制度の見直しが進んでおらず、特区において先行実施したい。</p>	長野県	長野県	市民政府特区	市民との協働により行政サービスの向上を図ることが必要な時代にあつて、本来市民のために存在すべき地方自治体に市民の意思が的確に反映されない事態が生じている。職員の勤務形態の多様化を更に進め、部分休業、休職ができる範囲・期間を広げるにより、市民が多様な形態で直接行政運営に参画する道を拓く。そして、「市民のための政府」という本来あるべき姿を取り戻し、しかも効率的な行政運営と雇用の拡大を実現する。
1052	1052010	給与・賃金等の支給について、「通貨」払を規定している現行法(「労働基準法第24条第1項」及び「地方公務員法第25条第2項」)の適用基準の緩和	総務省通達昭和50年4月8日自治給第25号中「給与の口座振込は、職員の意思に基づいているものであること」、及び厚生労働省通達昭和50年2月25日基発第112号中の「口座振込みは、書面による個々の労働者の申出又は同意により開始し、を削除して取扱うことができるものとする。	職員からの申出の有無にかかわらず、全職員の給与・賃金等の支払事務は、職員本人名義の預貯金口座に振り込むことだけで完了することになり、事務負担の軽減が図られる。	<p>現行の給与・賃金等の支払事務は、口座振込払と現金払の二本立てで行なっている。現金払は金種の手配から職員へ確実に手渡すまでの保管など、事務負担や安全面において問題が多い。民間では全額口座振込による支給が大半となっている中で、旧態依然の現金払を永続させるのは、佐賀市が目指す「電子自治体」構築の観点からも、阻害要因の一つとなっている。よって、「職員からの同意」を得なくても、全額口座振込を実施できるように規定を改めようとするものである。</p> <p>なお、労働基準法第24条及び地方公務員法第25条の規定は、賃金の支払い方法について原則を定め、賃金が確実に労働者本人の手に渡るように配慮したものであるが、現行の地方公務員の制度の中では、不払いや現物支給など労働者に不利益となることが起こることは考えられない。</p>	佐賀県	佐賀市	電子自治体構築のための職員給与等の支払い効率化特区	全職員への給与・賃金等の支給については、本人の意思に関係なく、全額を本人名義の預貯金口座に振り込むことができるようにする。そのために、「通貨」払を規定している現行法(「労働基準法第24条第1項」及び「地方公務員法第25条第2項」)の適用基準を緩和する。
1079	1079010	NPO法人立学校への県費負担教職員の無期限派遣	公立学校の教職員を期限を設けずにNPO法人立学校に派遣して、そのNPO法人立学校の教職員にすることができるようにする	NPO法人立学校を設立し、その教職員の一部に、派遣してもらった公立学校の教職員を無期限で充てる。 NPO法人立学校に、その学校の方針や教育方法に適った公立学校の教職員を期限を設けずに派遣してもらえるようになれば、NPO法人立学校が作りやすくなるために設立しようとするところが増え、各地に不登校児童生徒のための学校ができるので、不登校児童生徒が減少することが予想される。それにより、不登校対策のための費用が従来よりも少なくて済むようになる。	<p>NPO法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置することは認められたが、助成金を含めた財政面での支援が全くないために、財政基盤の弱いNPO法人はそうした学校を設立したくてもできずにいるのが現状である。せっかく認められた「NPO法人立学校」を、「新たな財政措置を講じない」という特区の大前提を崩さず活用するためには、既存のリソースを有効に活用するしかない。</p> <p>全国で14万人といわれる不登校児童生徒が学校に行かないことにより、そうした児童生徒が公立学校に通うことを前提に雇った公立学校の教職員には、余剰人員が出るはずである。その人員を、公立学校の代わりとして教育を行うNPO法人立学校にまわすというのは、至極理にかなっていると思われる。そもそも不登校児童生徒等に向けた教育に限定されているNPO法人立学校は、いわば公教育の「補完」の役割を担っているようなものである。であるとするならば、自治体が可能な限りの支援をするのは当然であると言える。</p> <p>ただし、派遣される教職員は誰でもいいわけではなく、数年毎に入れ替わるというのも望ましくない。やはりそれぞれの学校の教育方針等に適した人物が、長年その学校にいられるようにする必要がある。</p>	神奈川県	NPO法人 湘南に新しい公立学校を創り出す会	民立公援型の学校設立特区	湘南に新しい公立学校を作り出す会は、湘南地域でNPO法人立学校を設置し、そこに公立学校の教職員を無期限で派遣してもらい、教職員の一部に充てたいと考えている。現状では、地方公共団体が必要性を認めた公益法人に地方公務員を派遣することができることになってはいるが、その期間は最大で5年までとされている。長期にわたっての関わりが必要な教育の世界でこれは短すぎるので、派遣期間を“無期限”とする特例を設けていただきたい。これが可能になれば、NPO法人立学校が作りやすくなるため、各地に不登校児童生徒のための学校ができ、不登校が減って、不登校対策のための費用が少なくて済むようになるだろう。

04 総務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1089	1089010	地方公務員の勤務条件(勤務時間)の根本基準の特例	職員の勤務時間は国及び他の地方公共団体との権衡を失しないようにすることとされており、結果として国に準拠し1週40時間とされている。 ただし、修学目的及び高齢者については1週間の勤務時間の一部について勤務しないことができることとされている。	目的を限定せずに、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを可能とする。	現行の部分休業は、修学目的か高齢者に限定されており、職員がNPO活動・社会福祉活動等の非営利活動に従事したり、自らの専門的知識や経験を生かすために民間企業で働いたり、起業するために部分休業をすることはできない。 当該特例により、職員が自らの能力開発を行ったり、専門知識を生かして地域資源の有効な活用を図るなど、自分の人生設計に多様な選択肢を持つことができるとともに、産業や地域の振興を通じて新たな雇用の創出を期待できる。 これまでの提案において、当該規制の特例事項に対する総務省の回答については次のように考える。 ・「地方公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件についての提案は構造改革特区の提案制度になじまないもの」と基本的に考えている。」との回答については、その理由が述べられていないので明らかにしていただきたい。当県としては、構造改革特区は、その基本方針に述べられているとおり、全国的な規制改革の進展が遅い分野がある中、特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、全国的な構造改革へと波及して、我が国全体の経済の活性化を目指すものであると考えており、地方公務員制度はまさに規制改革の進展が遅い分野であり、構造改革特区の提案に最も適した分野であると考えている。 ・「地方公務員だけが有利な取扱いとなるようなものは適当と考えられない。」については、部分休業をした場合、休業時間に応じて給与の減額を行うこと、また、民間企業であっても同様な制度の導入は可能であり、地方公務員だけが有利な取扱いになるとは言えないと考えます。また、既に修学目的か高齢者に限定した部分休業が制度化された現在、地方公務員と他の職業との比較において、目的の限定を外すことによって制度の本質的な部分が変わるとは考えられません。	長野県	長野県	市民政府特区	市民との協働により行政サービスの向上を図ることが必要な時代において、本来市民のために存在すべき地方自治体に市民の意思が的確に反映されない事態が生じている。職員の勤務形態の多様化を更に進め、部分休業、休職ができる範囲・期間を広げることにより、市民が多様な形態で直接行政運営に参画する道を拓く。そして、「市民のための政府」という本来あるべき姿を取り戻し、しかも効率的な行政運営と雇用の拡大を実現する。
1089	1089020	職員の任期を定めた採用の特例	一定期間内に業務終了が見込まれる場合及び一定の期間に限り業務量増加が見込まれる場合に限って3年を限度として任期を定めて採用することができる。	業務の終期の有無に関わらず、任期を定めた採用を可能とする。	現行の一般職の任期付職員の採用は、終期のある業務に限られており、終期のない恒常的な業務に一般職の任期付職員を充てることはできない。 当該特例により、県の職場への雇用機会が拡大することにより、県の職場に多様な人材が流入し、行政への市民の直接参加が図られるとともに県職員の更なる意識改革につながる。また、任期の定めのない一般職員を必要最小限とすることにより、固定的な人件費が減り、財政構造の弾力化につながる。 これまでの提案において、当該規制の特例事項に対する総務省の回答については次のように考える。 ・公務員制度が「任期の定めのない常勤職員を中心として公務の運営を行うものである」ということについては、公務の内容は決して一様ではなく、終期のない恒常的な業務であっても、必ずしも任期の定めのない常勤職員が行う必要がない公務については、地方自治体の判断により任期付職員を充てることのできるようにしていただきたい。 ・「任期」の規定については、そもそも地域を限った特例的な取扱いをすることには馴染まないものと考えている。」については、構造改革特区による特例的な取扱いは、あくまで、全国レベルでの規制緩和までの一時的な取扱いであり、地域を限った特例的な取扱いを恒常的に求めるものではない。	長野県	長野県	市民政府特区	市民との協働により行政サービスの向上を図ることが必要な時代において、本来市民のために存在すべき地方自治体に市民の意思が的確に反映されない事態が生じている。職員の勤務形態の多様化を更に進め、部分休業、休職ができる範囲・期間を広げることにより、市民が多様な形態で直接行政運営に参画する道を拓く。そして、「市民のための政府」という本来あるべき姿を取り戻し、しかも効率的な行政運営と雇用の拡大を実現する。
1262	1262090	一般職員の任期付採用条件の弾力化	地方公共団体の一般職員の任期付採用に関する法律第4条第1項中「職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが」を削り、同項各号を削り、同条第2項中「前条第1項各号」とあるのを「前条第1項」に改める。	現在の厳しい財政状況と将来の行政運営を勘案し、一般職員の任期付採用条件の弾力化により、雇用の創出と地方自治体の財政構造改革を進める。	平成16年6月に、地方公共団体の一般職員の任期付採用に関する法律が改正され、一定期間で終了することが見込まれる業務及び一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に限り、採用することができることとされた。しかし、この条件の下では、国の政策に左右される地方自治体の現状では、業務の特定をすることは困難であり、柔軟な運用を図ることができない。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の必置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。

04 総務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1199	1199010	派遣職員の退職金の取扱いについて、地方自治法第252条の17第3項(派遣をする地方公共団体の負担)の適用除外	医師を市町村に長期的に派遣する場合の退職金の取扱いについては、地方自治法の規定にかかわらず、派遣を受ける各市町村の負担とする。	県外からの医師等を県職員として採用し、県内各市町村の病院・診療所に長期的に派遣・配置する新たな機構を創設するに当たり、当該医師の退職金の取扱いについては、地方自治法第252条の17第3項の規定にかかわらず、受益者負担及び公平の観点から、派遣・配置を受ける各市町村の負担とすることとし、もって医師の新たな採用配置機構の創設を図り、医師の確保及び定着を図るものである。	1 本県では、深刻化する医師不足を解消するため、県外からの医師等を招へいし、市町村の病院・診療所に派遣・配置する新たな機構の創設を検討しているところである。 2 県外からの医師招へいを推進し、医師不足を解消するためには、当該医師の身分の安定の保証が図られること 市町村への派遣・配置に当たっては、広域的な観点から行われる必要があることから、県職員として採用し、県の人事権により派遣・配置することが適当であると考えているところである。 3 この場合、当該医師の退職手当等については、派遣をする地方公共団体(県)の負担とされているところである(地方自治法第252条の17第3項)が、派遣・配置が長期にわたり、県の財政的負担が大きいため、本機構創設の障壁となっているところである。 4 医師の派遣・配置を受ける各市町村は、医師不足解消という極めて大きな受益があることから、その退職手当等については、受益者負担及び公平の観点から、地方自治法の規定にかかわらず、派遣・配置を受ける地方公共団体(市町村)の負担とし、もって医師の採用配置機構の創設を図り、医師の確保及び定着を図るものである。	青森県	青森県	医師の新たな採用配置機構創設特区構想	県外からの医師等を県職員として採用し、県内各市町村の病院・診療所に長期的に派遣・配置する新たな機構を創設するに当たり、当該医師の退職金の取扱いについては、地方自治法第252条の17第3項の規定にかかわらず、受益者負担及び公平の観点から、派遣・配置を受ける各市町村の負担とすることとし、もって医師の新たな採用配置機構の創設を図り、医師の確保及び定着を図るものである。
1255	1255010	職員リクルート特区(臨時的任用職員への正式任用機会の提供)	臨時的任用職員のうち、特に勤務成績良好な者、その他所定の条件を満たす者を対象に、競争試験による正式任用の機会を設ける。	臨時的任用職員については、地方公務員法第22条第6項において、「臨時的任用は、正式任用に際していかなる優先権を与えるものではない。」とされている。この現行規制の特例として、所定の試験制度により採用した臨時的任用職員について、一定期間の勤務実績があり、勤務成績が良好で、任用しようとする職の遂行能力が特に優れていると実証されている者、の中から、競争試験を経て正式任用を行うことができるようにする。これにより、臨時的任用職員の志気高揚と、優れた人材の確保をはかるものである。	草加市では、平成17年度新規採用職員の応募年齢制限を43歳(一部職種は59歳)まで広げ、有為な人材の確保に努めているが、厳しさを増す財政状況の下、職員定数削減への取り組みも欠かせない。このため、いかに「確実に戦力となる職員のみを確保」するかが重要な課題となっている。一方、従来から、定型事務などについては臨時的任用職員の活用をはかっているところであるが、その中には、高度な事務の遂行に必要な知識、技能を有する者が含まれることも多い。こうした人材を対象に、一般競争試験とは別枠の競争試験による正式任用制度を設けることにより、次の効果が期待できる。 「確実に戦力となる者に絞った任用」が可能となり、少数精鋭の職員体制を構築できる。 正式任用の道が設けられることにより、臨時職員の志気が高揚でき、戦力アップにつながる。 有能な臨時職員確保が可能となり、活用範囲も拡大できる。 正式任用職員の競争意識も高まり、職場全体の戦力アップが期待できる。	埼玉県	埼玉県草加市	職員リクルート特区(臨時的任用職員への正式任用機会の提供)	臨時的任用職員については、地方公務員法第22条第6項において、「臨時的任用は、正式任用に際していかなる優先権を与えるものではない。」とされている。この現行規制の特例として、所定の試験制度により採用した臨時的任用職員について、一定期間の勤務実績があり、勤務成績が良好で、任用しようとする職の遂行能力が特に優れていると実証されている者の中から、競争試験を経て正式任用を行うことができるようにする。これにより、臨時的任用職員の志気高揚と、優れた人材の確保をはかるものである。
1262	1262070	臨時職員の期間延長	地方公務員に係る臨時的任用事業の特例措置の第1号中「当該構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ」を削り、第3号中「の見直しに応じた業務量の一時的な変化により生ずる職制又は定数の改廃等」を削る。	個別の自治体の実態に即した、柔軟な臨時的任用を可能にし、雇用の拡充を図りながら、歳出の総額を抑制する。	平成15年11月28日に認定された特例措置では、3条件のいずれかの条件に該当する場合に限り実施することができることとされており、この附帯条件は、例外的な分野や過疎地でしか活用できないこと、更に、特例措置は、認定を受けた後に任用する臨時職員について適用され、認定を受ける前に任用している臨時職員には適用されない。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の必置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。

04 総務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1262	1262080	地方公務員の勤務条件の弾力化	地方公務員法第24条第5項中「当たつては」の次に「地域の实情に応じた自主性が発揮されるとともに」を加える。	地方公務員の勤務条件の弾力化により、多様な人材と協働して自治体を運営し、人件費の抑制を図る財政構造改革を進める。	平成16年6月に地方公務員法が改正され、新たに修学部分休業及び高齢者部分休業制度が導入され、勤務条件の一部緩和が図られたところである。しかし、このような限定的な緩和ではなく、現在、月曜日から金曜日までの5日間において1日8時間の勤務を一律に割り振るのではなく、民間企業のような柔軟な勤務条件を可能とすることにより、自治体の効率的な運営と全国311万人にも及ぶ地方公務員の総人件費の抑制を図ることができる。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の必置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。
1134	1134014	「京都海外人材特区」構想(JETプログラム実施要領の改正)	1 大学等が特に推薦する者に対する在留資格認定証明書に添付する経費支弁能力資料の簡素化または省略 2 短期滞在の在留資格で入国した学者、研究者等の資格外活動許可の簡素化または省略 3 海外の教員免許資格者(「家族滞在」で在留)が地域で母国の在住外国人に対する教育活動を有償で実施できるよう、資格要件を緩和し、海外人材にとって大きな課題の一つである子どもの教育の推進を図る。(左欄3関係) 4 過28時間に限定されている資格外活動許可をインターンとして従事する場合に限って過40時間に延長 5 卒業後、180日まで認められている「短期滞在」での就職活動期間の延長(最長1年まで)または、新たな在留資格「就職活動」(仮称)の創設	特に優秀な人材の入国や地域での活動に係る規制を緩和することにより、地域への海外人材の招致を推進し、地域との交流を推進する中から、新たな文化、学術、芸術を創造する。(左欄1, 2関係) 母語や母文化を教える能力を有する在住外国人の活動を拡大することにより、これらを活用した教育の場を提供し、海外人材にとって大きな課題の一つである子どもの教育の推進を図る。(左欄3関係) 有償によるインターンシップに留学生が参加し、また、卒業後一定期間就職活動に専念する期間を設けることにより、地元企業への円滑な定着を促進する。(左欄4, 5関係)	「文化優先社会」の世紀に、グローバル化、ボーダレス化に対応し、京都が更なる発展を遂げるため、企業や地域の企業戦略や地域戦略にとって不可欠な京都の「人的資源」として、「海外人材」を地域の活性化や国際化の原動力として活用することが必要であり、文化・芸術・学術の各分野で活躍する海外人材の積極的な招致や活用を推進するため、これらを進めるためには、留学生や研究者の入国、地域での活動推進にとって、重要な課題となっている入国管理や活動規制の緩和が必要であり、経済支弁能力の適正な審査を継続する一方で、特に地域にとって重要である人材については、能力重視による円滑な手続きや地域定着のための活動確保が必要であるため。	京都府	京都府	「京都海外人材特区」構想	大学等が特に推薦する学力優秀な留学生及び研究者について、入国審査の際、経費支弁関係資料を簡素化し、短期滞在等で滞る学者や研究者が、一定期間継続して、報酬を得て講義、研究活動ができるよう、資格外活動許可を緩和し、教員免許を有する海外人材や学校等で活躍する英語指導助手が地域の在住外国人に対する母語、母国文化の教育活動ができるよう、活動範囲を拡大し、海外人材が国内企業でのインターンシップ(就業体験)を有償で実施できるよう、資格外活動許可を緩和し、留学生等が大学卒業後に一定期間就職活動に専念できるよう、新たな在留資格を認定
1200	1200050	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人への中期目標などの規定の適用除外	地方独立行政法人法が規定する中期目標などの設定は、小中一貫校を委託する地方独立行政法人には適用しない。	地方独立行政法人法が規定する中期目標の設定、中期計画及び年度計画の設定、年度ごとの業務実績の評価などは、地方独立行政法人との委託契約で対応する。	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人は、区が設置する学校を受託管理する事業だけを行うものであり、当該事業に係る委託契約で対応することが妥当である。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基盤となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる

04 総務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1200	1200030	公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する。	地方独立行政法人法に定める地方独立行政法人の業務の範囲に小中一貫校の管理委託を加える。	地方独立行政法人が区立学校の管理を受託し、学校教育を行う。	次に掲げる目的を達成するためには、地方独立行政法人に小中一貫校の管理を委託する必要がある。 公立学校でありながら、私立学校ではない、新しい住民参加による学校運営が可能となる。現行の学校教育法や私立学校法が規定する経営手法とは異なり、法人による公設民営方式により、住民参加・民間活力による学校運営が可能となり、私立学校、株式会社による学校運営などではなく公教育の改革、充実を期待する地域の教育ニーズに応えられる。 民間活力を生かした新たな学校運営が行える。教職員の独自採用、教科書の選定、特別負担金の徴収、寄付の活用により、公費負担を変えず、義務教育の公平性を損なわず低廉な保護者負担で、地域の教育ニーズに応えられる。(これまでの義務教育には不満。ただ私立には行かせられない。) 学校運営が安定的に行える。義務教育課程の学校の運営においては、学校運営が安定的かつ継続的に進めることが重要である。法人制度を活用することにより、義務教育の公平性、安定性を確保できる。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基礎となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる
1200	1200040	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に際して設立団体の教育委員会が関与する。	小中一貫校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命に、設立団体の教育委員会が関与できるようにする。	設立団体の長が小中学校を管理する地方独立行政法人の理事長を任命するときは、当該設立団体の教育委員会の意見を聴いて行う。	設立団体の長が持つ理事長を任命する権能に、教育委員会が関与することで、義務教育課程における教育委員会の責務を果たす。	東京都	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設	区立の「小中一貫校」を創設する。 管理・運営は地方独立行政法人に委託し、教科書の選定、理事会の設置や寄付金の活用により、住民の要望・意向を反映し、地域に根ざした教育活動を行う。 区が任用し派遣する県費負担教職員と、法人の任用する教職員により、学級は30人編制とする。生活面と学習面の指導を切り離し、基礎となる学級では生活指導を中心に学び方・学習習慣を身に付けさせ、教科指導は少人数指導・無学年制による習熟度別指導を行う。 当該校では、基礎・基本の定着と将来社会人として自立していけるような資質・能力の育成、学力の向上を図り、国際社会で活躍できる人、社会に貢献できる人を育てる
1101	1101050	IC-TAGによるクマ自動放探システム	特区内の人家密度が高い地域(図20:黒区画内)に限定して、クマの自動放探、情報管理システムを構築するために、野外でのIC-TAGを利用したい。今回、利用予定のIC-TAGは303MHzの電波帯(公共業務[移動]、航空管制通信)を使用する。また、野外での野生動物探索のためには、IC-TAGから発信する電波をより強い出力にする必要があるかもしれない(調査中)。その場合、電波法の規制対象になる可能性がある。	現在、IC-TAGシステムは主に物流管理(商品やパレット管理)に使用されている。IC-TAG(資料19)とは、メモリー機能があるICチップと小型のアンテナから構成されており、専用の読み取り機を使用して無線でICチップと通信することができるシステムである。このシステムの応用により、野生動物の位置を特定することも可能である。もし、IC-TAGを装着したクマがある特定の地域に侵入したときに、即座にその位置情報をPC上でキャッチすることが可能になり、警報的な役割を果たすこともできる。また、直ちに現場に駆けつけ、その地域からクマを追い払うということも可能になる。この技術が実用化することで、クマが出没する恐れがある集落周辺の安全管理、クマへの効果的な追い払い、スタッフのクマ追跡時間の短縮、省力化など、様々なメリットが生まれる。	微弱な電波の出力であれば、電波法上も問題ない。しかし、野生動物を探索するためには、より強い電波出力の方が効率がよい。IC-TAGの電波出力が強いものを使用した場合、電波法上で規制がかかる可能性がある。	長野県	特定非営利活動法人ピッキオ	軽井沢町「人とクマとの共存」特区	ピッキオは、NPO活動として軽井沢町からの受託事業として、クマの安定的な個体群の維持と被害防除の両立を目指し、駆除に頼らない総合的な対策を行ってきた。しかし、民間活動であるがゆえ、法的な規制が障害となり、効果的な対策と体制が組めない部分がある。クマ対策は迅速かつ冷静な対応、専門技術の有無が、効果的な対策を行う鍵になる。本地域内でクマを追い払うための威嚇弾(ゴム弾、花火弾)、個体識別するためのペイント弾、クマ対策犬の使用、捕獲申請、クマの自動探索システムに関する法的規制の緩和措置を行うことにより、地域住民や別荘者、観光客、国立公園利用者の安全とクマの保全を両立させた「共存モデル」を構築する。
1194	1194020	18GHz帯の公共業務用無線の民間開放許可	自治体が整備を行う18GHz帯無線の一部を有線テレビジョン放送利用として数ch程度CATVにも開放可能とする。	CATVへの一部開放が許可された場合、民間参入が厳しい島嶼部でのCATVによるCATV網整備と通信網の民営化の実現が高まる。光ファイバーの有効活用と生活に密着した情報格差の是正から島嶼部等過疎地域の地域活性化を目指すものである。	平成17年1月1日合併予定の温泉郡中島町は瀬戸内海の島嶼部であるため、通信回線の整備は遅れており、今後も、不採算地域であるため民間によるブロードバンド整備は見込まれない。 そこで、総務省の地域インターネット基盤施設整備事業により、松山から中島地域へ18GHz帯無線で海を渡り、島嶼部に光ケーブルを敷設し情報通信格差の是正に取り組むものであるが、情報通信格差是正事業による行政アプリ等の活用で住民サービスの向上に取り組むものの、瀬戸内海の中島地域は日本有数の電波混在地域であり、生活上に欠かせないテレビ放送環境格差の解消には至っていない。 そのためCATVの参入を促すものの、18GHz帯は有線テレビジョン放送事業用としての使用が認められていないため、CATVとしては認可済の21GHzまたは23GHzを新たに設置するなどの設備投資が必要となっている。	愛媛県	愛媛県松山市、愛媛県温泉郡中島町	島文化あじわい特区構想	平成17年1月1日合併予定の温泉郡中島町は、瀬戸内海国立公園内に位置し、豊かな自然と文化を有し、柑橘と漁業が盛んな地域であるとともに、夏季のレジャー・スポーツや年間を通した釣りなどが楽しめる地域である。 また、本地域は、合併建設計画において「島文化あじわいエリア」と位置づけており、本地域の活性化のため、合併後において展開するイベントなどの様々な事業の受け皿として、宿泊施設の整備を促進を図るとともに、情報通信格差の是正を積極的に図るべくインフラ整備にも着手するものである。

04 総務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1196	1196010	コミュニティ放送の空中線電力(出力)の上限基準の緩和	コミュニティ放送の空中線電力(出力)の上限20Wを緩和し、50Wにする。	本市には、民間によるコミュニティFM放送局(市が一部出資)が開局しており、県域を対象としたラジオ放送局にはない、身近な話題や行政情報など地域に密着した情報を提供している。しかし、空中線電力(出力)の上限が20Wとなっており、行政区域全体に情報を伝達するには十分なものとなっていない。また、本市では、現在周辺町との合併を協議しており、さらに行政区域が広がる予定である。このような状況の中で今年度は各地で災害が多発し、災害情報や避難情報をいかに迅速、正確に住民に伝えるか大きな課題となっている。そこで、災害情報の伝達手段としてラジオの活用がクローズアップされ、特に地域に密着したきめ細かな情報が提供できるコミュニティFM放送の活用が非常に効果的であることが実証されている。そのため、コミュニティFM局の出力をアップすることにより、災害発生時の住民に対する情報伝達手段の一つとして活用していきたいと考えている。このことにより、災害発生時のみならず、平時においても様々な行政情報の提供が可能になる。また、放送局と市役所は非常に近い位置にあり、広域的な災害情報の伝達が可能となれば、市役所の災害対策本部からの直接割り込み放送なども技術的には可能であるため、より迅速な情報提供が可能になる。	災害情報など迅速、正確に住民に伝達するにはコミュニティFM放送が有効であり、合併による行政区域の拡大のため、電波出力をアップすることにより多くの住民への情報伝達を可能にする。これまでの総務省の懸念については、 ・混信の恐れについて ・前回の他市の提案では100Wの提案であったが、本市では50Wで提案する。 ・新潟中越地震では「FMながおか」に対し、臨時的に50Wの免許を交付している。(自衛隊、警察、マスコミ各局等の無線電波が飛び交う中での出力アップであり、混信等の恐れがないために許可されたものと推測) ・以上から50W程度の出力アップであれば混信の影響はないと考えられる。 ・今後のコミュニティ放送局の開設、経営の安定化を困難にし、普及に支障がでる。 ・地方(本市地域)では、現実的にはその地域の経済力から、開局できる地域は限られる。また、50W程度であれば隣接する市への影響もほとんどないと考えられる。 ・上記から、東京のような都市部では近隣で数多くの開局の可能性はあるが、本地域ではその可能性が無いため特区で可能と考える。	山形県	酒田市、酒田エフエム放送(株)	災害・行政情報伝達強化コミュニティFM放送特区	今年集中豪雨や台風、地震などで各地で災害に見舞われ、住民にいかに迅速、正確に災害情報を伝達するかという大きな課題が浮き彫りになった。今後は多様な方法により災害情報を伝達する必要があるが、本市ではコミュニティFM局が既に開局しており、災害情報の伝達手段として非常に有効と考えられる。しかし、空中線電力(出力)が20Wに制限されており、現在協議が進められている周辺町との合併や、災害被害の広域化を考えれば、より広範な範囲で聴取できるよう出力を50W程度にアップし、災害時のみならず様々な行政情報の伝達に活用する。
1021	1021010	コミュニティ放送の空中線電力の上限基準の緩和((再提案))	コミュニティ放送の空中線電力(出力)は20w以下と規制されている。同規制の緩和により100wまでの電力を認めて頂きたい。	・民間を中心として平成17年開局に向けコミュニティ放送の計画があり、市にも広報等での利用を要請されている。但し現状では放送エリアが狭いことがネックとなり、民間と行政が連携した効果的な放送を行いたい。そこで「空中線電力は原則として20W以下で必要最小限のものとする」という現状の規制を緩和するとともに、1放送局に複数周波数を認めて頂きたい。例えば出力が20Wから100Wに増力されれば、放送エリアは面積で約2倍、人口カバー率が約3割拡大となる。鳥取市は平成16年11月に周辺8町村と広域合併を実施しており、きめ細かな情報提供による新市民の一体感醸成が課題となっている。また新潟県中越地震で明らかになったように、ある程度広い範囲をカバーできる放送局があれば効率的に住民への緊急放送が行える。被災後に増力された災害対策用放送局を設置するのではなく、事前あるいは直後の混乱時にも役立てたいと考えている。	右「その他」記載の総務省回答に対する反論：(1)混信の可能性は個別具体的に判断すべきで20Wであれば混信せず20Wを超えれば混信するわけではない。(2)説明を求められていないので示していないだけで諸元によって特区が認められる可能性があるのならお示しする。(3)周波数の逼迫具合も個別具体的に判断すべきであり、鳥取県東部において逼迫していることをお示し頂きたい。また当地域は合併前であれば複数の周波数の放送局が設置可能であった地域であることも考慮すべき。(4)100Wになっても鳥取市内での放送対象地域の拡大であり周辺地域への影響は大きくない。(5)鳥取市中心部だけでなく市内の過疎地域へも放送エリアを広げるための要望。(6)100Wにしても20Wの場合に比べ人口カバー率が約3割の増加であり県域放送局とは比べものにならない狭い範囲。(7)市町村合併により「コミュニティ」は広がる。それに対応した出力が必要。	鳥取県	鳥取市、鳥取市におけるコミュニティFM局設立のための委員会	鳥取市コミュニティFM放送特区構想(再提案)	鳥取市は平成16年11月に周辺8町村との広域合併を実施した。また民間で鳥取市においてコミュニティ放送局を設立しようと計画されている。行政としても合併後の新市における防災・広報等にこの放送局を有効利用できると考えているが、現在の空中線電力の上限基準等では新市において放送エリア外になる地域が多くなる。現状の規制は市町村の広域合併を想定したものになっていない。広域合併後の鳥取市においてこの規制を緩和することにより、地域密着のきめ細かな情報を大きな費用増を伴わずに効率的に提供でき、合併後の新市民の一体感醸成及び防災対策向上にもつながり、合併の成功と地域の安全・発展に寄与する。
1021	1021020	コミュニティ放送の中継局設置基準の緩和(再提案)	コミュニティ放送が中継局を設置する場合には、主たる放送局と同一の周波数を使用し、かつ、妨害が発生しない場合に限り認めるとされている。同規制を緩和し、主たる放送局と異なる周波数を使用する中継局を設置することを認めて頂きたい。	・民間を中心として平成17年開局に向けコミュニティ放送の計画があり、市にも広報等での利用を要請されている。但し現状では放送エリアが狭いことがネックとなり、民間と行政が連携した効果的な放送を行いたい。そこで「空中線電力は原則として20W以下で必要最小限のものとする」という現状の規制を緩和するとともに、1放送局に複数周波数を認めて頂きたい。例えば異なる周波数を使用する中継局を1局設置できれば、放送エリアは面積で約4割、人口カバー率が約1割拡大となる。鳥取市は平成16年11月に周辺8町村と広域合併を実施しており、きめ細かな情報提供による新市民の一体感醸成が課題となっている。また新潟県中越地震で明らかになったように、ある程度広い範囲をカバーできる放送局があれば効率的に住民への緊急放送が行える。被災後に増力された災害対策用放送局を設置するのではなく、事前あるいは直後の混乱時にも役立てたいと考えている。	右「その他」記載の総務省回答に対する反論：(1)周波数の逼迫具合は個別具体的に判断すべきであり、鳥取県東部において逼迫していることをお示し頂きたい。また当地域は合併前であれば複数の周波数の放送局が設置可能であった地域であることも考慮すべき。(2)異なる周波数を利用しても鳥取市内での放送対象地域の拡大であり周辺地域への影響は大きくない。(3)鳥取市中心部だけでなく市内の過疎地域へも放送エリアを広げるための要望。(4)現行制度に沿って中継局を設置できず広い難聴エリアがある方がよほど不便。(5)説明を求められていないので示していないだけであり諸元によって特区が認められる可能性があるのならお示しする。	鳥取県	鳥取市、鳥取市におけるコミュニティFM局設立のための委員会	鳥取市コミュニティFM放送特区構想(再提案)	鳥取市は平成16年11月に周辺8町村との広域合併を実施した。また民間で鳥取市においてコミュニティ放送局を設立しようと計画されている。行政としても合併後の新市における防災・広報等にこの放送局を有効利用できると考えているが、現在の空中線電力の上限基準等では新市において放送エリア外になる地域が多くなる。現状の規制は市町村の広域合併を想定したものになっていない。広域合併後の鳥取市においてこの規制を緩和することにより、地域密着のきめ細かな情報を大きな費用増を伴わずに効率的に提供でき、合併後の新市民の一体感醸成及び防災対策向上にもつながり、合併の成功と地域の安全・発展に寄与する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1252	1252010	地域防災テレビ特区(災害時におけるテレビ空きチャンネルを利用した地域情報の発信)	電波法に基づく放送事業者の免許制度に特例措置を設け、災害時の対応を目的として、特区の認定を受けた地方公共団体(主として市町村)がテレビ空きチャンネルを利用したVHF放送ができるようにする。	ローカル放送の提供が困難な地域等で、特区の認定を受けた地方公共団体を対象に、災害時の対応を目的として、テレビ空きチャンネルを利用したVHF放送ができるようにする。これにより、地域に危急、緊急の事態等が生じた際、若しくはその恐れがある際に、地域住民がテレビ受像機を通じて正確かつ分かりやすく地域の情報に触れることができるようにし、地域の防災対策や避難行動、災害復旧活動、救援活動等の円滑化をはかる。	首都圏に位置する草加市においては、テレビは全国ネット若しくは関東エリア全体を対象とする放送が占め、ローカル放送が入り込む余地は極めて乏しい。さらに、全国各地で普及がはかられているコミュニティFMラジオ放送についても、地域の電界が輻輳し、利活用が不可能な状況にある。震災時においては、電気の復旧が比較的早いことから、テレビ映像を通じて正確にまた分かり易く地域情報を住民に伝えることは、その後の迅速かつ効果的な避難誘導や復旧活動、救援活動に大きく貢献する。このほか、近年多発する特定箇所の集中豪雨その他、地域における非常事態が発生し、またはその恐れが強いときなどは、テレビ放送を通じた的確な情報提供が果たす役割は極めて大きいものがあると考えられる。このことから、FM放送に替わるものとして、災害時におけるテレビ空きチャンネルを利用したVHF放送による災害時地域情報提供システムの実現をはかるうとするものである。	埼玉県	埼玉県草加市	地域防災テレビ特区(災害時におけるテレビ空きチャンネルを利用した地域情報の発信)	ローカル放送の提供が困難な地域等で、特区の認定を受けた地方公共団体を対象に、災害時の対応を目的として、テレビ空きチャンネルを利用したVHF放送ができるようにする。これにより、地域に危急、緊急の事態等が生じた際、若しくはその恐れがある際に、地域住民がテレビ受像機を通じて正確かつ分かりやすく地域の情報に触れることができるようにし、地域の防災対策や避難行動、災害復旧活動、救援活動等の円滑化をはかる。
1115	1115010	休止タンクに対する消防設備法定点検の緩和	危険物屋外タンク貯蔵所において、危険物を完全に取り除きまたそのタンクへの危険物流入経路を遮断することで休止措置を施している屋外タンクに対する消防設備法定点検の免除	危険物を完全に排除し、また系統を分離することにより発災の恐れのない屋外タンク貯蔵所に対する消防設備法定点検の取りやめによる点検費用の削減と、運用中の危険物施設への点検集中化による効率的な防災管理を確立する	消防法において危険物施設の「休止」という区分は定義されておらず(自治体に対する休止届のみ)危険物を排除し、さらに他の危険物施設からの流入系統を切り離すことで災害発生時の恐れのない屋外タンクに対しても消防設備の法定点検を必要とされているため、休止タンクの措置に対する法的基準を明確化し、消防設備に対しての法定点検免除を要望する	大阪府	関西電力株式会社堺港発電所	休止タンクに対する消防設備法定点検緩和事業	危険物屋外タンク貯蔵所において、危険物を完全に取り除きまたそのタンクへの危険物流入経路を遮断することで休止措置を施している屋外タンクに対する消防設備法定点検の免除
1116	1116010	石油コンビナート事業所におけるオイルフェンス等設置基準の緩和	石油を取扱う係留施設を持たず、かつ海域に接する区域がレイアウト省令に基づく「事務管理施設地区」「用役施設地区」もしくは「その他施設地区」であり、さらに流出油等防止堤が海域に接する箇所に設置されておらず危険物が海上へ流出する恐れのない第1種事業所についてのオイルフェンスならびにオイルフェンス展張船備付義務の免除	石油を取扱う係留施設ならびに海域に接する危険物屋外タンク貯蔵所の廃止によりオイルフェンスおよびオイルフェンス展張船に要する維持費用を削減する	第1種事業所については危険物の貯蔵・取扱場所に問わず、一部が海域に接するだけでオイルフェンスの設置を義務付けられているため、将来的に一部の屋外タンクならびに係留設備(危険物移送取扱所)を廃止しても、海域からかなり離れている屋外タンクに対してオイルフェンス維持費用(約900万円)を要する。そこで将来的な設備廃止により海上揚油に関する漏洩の可能性がなくなる。残存する屋外タンクは岸壁から一番近いタンクでも約350m離れており、また貯蔵施設地区で流出油等防止堤を構築する。ことで、オイルフェンス及びオイルフェンス展張船備付義務の免除を要望する。	大阪府	関西電力株式会社堺港発電所	石油コンビナート事業所におけるオイルフェンス等備付基準の緩和事業	第1種事業所については事業所が海域に接しているだけでオイルフェンスならびにオイルフェンス展張船備え付けを義務付けられているが、石油を取扱う係留施設を持たず、かつ海域に接する区域がレイアウト省令に基づく「事務管理施設地区」「用役施設地区」もしくは「その他施設地区」であり、さらに流出油等防止堤が海域に接する箇所に設置されておらず危険物が海上へ流出する恐れのない第1種事業所についてのオイルフェンスならびにオイルフェンス展張船備付義務の免除

04 総務省

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1147	1147020	E3の製造に係る特例措置	消防法上、又、消防庁通知「エタノール3%含有ガソリン(E3)を扱う給油所に関する運用上の指針」に示されたE3製造の特例(製造所に関する規制の撤廃)	E3製造行為の規制緩和による製造流通コストの縮減		岡山県	岡山県、勝山町、久世町	「地産地消型のE3ガソリン」社会実験事業	本県では「岡山グリーンバイオ・プロジェクト」推進の一環として産業・環境政策から化石燃料の代替となるバイオエタノールの生産技術の開発、生産、利用等需給両面に亘る社会実験を行うこととし、木質バイオマスから生産されたエタノールをガソリンと混和して自動車燃料に利用する、いわば「地産地消型のE3ガソリン」の普及を進めることとしている。この取組を地域内で効果的に行うためには揮発油税の2重課税回避のための手続きの簡素化やE3製造の規制緩和等により、製造・流通コストの低減を図りながら地球環境に優しいバイオマス・エネルギーを地域内で活用しやすくする地方版の仕組を構築することが不可欠となっている。「E3」ガソリンに3%のエタノールを添加したもの
1194	1194010	季節使用型宿泊施設における簡易な消防設備等の容認事業	特区地域内において「季節使用型宿泊施設()」を営む者に対し、消防法施行令第2章第3節の消防用設備等の設置及び技術上の基準の特例措置を設ける。 特例措置を適用できる消防用設備の範囲 1. 誘導標識、誘導灯や消防機関へ通報する火災報知設備 (「農家民宿における簡易な消防設備等の容認事業(407)」の要件を準用する) キャンプ場、海水浴場等において、特定の季節に限り主に利用、営業される宿泊施設	合併後において展開するイベント等の各種活性化策により、これまで以上に中島へ訪れる客が拡大されることが予想されることから、その受け皿として整備する「季節使用型宿泊施設」に対し、当該消防法の特例事項を適用する。 これにより、設備コストが低減され、事業者の宿泊事業への参入が容易になり、宿泊施設の建築需要が喚起されるとともに、交流人口の拡大や産業の再生による島嶼部の活性化が見込まれる。	本市は瀬戸内海に面し、豊かな自然とゆかしい歴史・文化、温暖な気候に恵まれている。また、平成17年1月1日合併予定の温泉郡中島町は、瀬戸内海国立公園内に位置し、景観にも優れ、柑橘と漁業が盛んな地域であるとともに、夏季のレジャー・スポーツや年間を通して釣り客が訪れている。 しかしながら、高齢化の進行が早く、島内人口は減少しており、合併後における本地域の活性化策が急務となっており、本地域の活性化を真摯に志向する地域の多様な主体と行政が連携し、本地域の持てる資源を最大限に引き出し、低迷する島部地域等の活性化策を積極的に進めていくことが求められている。 そこで、従来、特区の特例事項として認められていた「農家民宿における簡易な消防設備等の容認事業(407)」を、農業者等以外の者が営む「季節利用型宿泊施設」を対象とした特例措置として新たに認めて頂き、本市の推進する活性化策の受け皿として連携を図っていく。	愛媛県	愛媛県松山市、愛媛県温泉郡中島町	島文化あじわい特区構想	平成17年1月1日合併予定の温泉郡中島町は、瀬戸内海国立公園内に位置し、豊かな自然と文化を有し、柑橘と漁業が盛んな地域であるとともに、夏季のレジャー・スポーツや年間を通じた釣りなどが楽しめる地域である。 また、本地域は、合併建設計画において「島文化あじわいエリア」と位置づけており、本地域の活性化のため、合併後において展開するイベントなどの様々な事業の受け皿として、宿泊施設の整備を促進を図るとともに、情報通信格差の是正を積極的に図るべくインフラ整備にも着手するものである。
1246	1246020	一般の事務棟を大学のキャンパスとして利用する場合についての消防法の緩和	一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学については、消防法施行令別表第一(七)の規定の「大学」から除外し、消防法施行令別表第一(十五)の「その他の事業場」に含まれることとします。	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応えた教育サービスの提供を実現します。	株式会社大学に係る特区には、中心市街地の駅前など、アクセスの良い立地に株式会社大学を誘致し、域内在勤者や学生のキャリアアップ及び市民の生涯学習の拠点にしていきたいというニーズがあります。しかし、現行の消防法は、一律「大学」に対して加重的な消防用設備等の設置を義務付けています。このため、一連の規制緩和により、ビジネス街のオフィスビルにテナントを借りて大学を設置するという新しい教育形態の試みが認められたにも関わらず、実際にはそれを実施に移すことが困難となっています。しかし、オフィスビルで小規模クラスの授業を実施する場合、その用法は会社の業務を行うのと殆ど異ならず、「大学」であるという一事のみで、一般の事業場よりも加重的な消防用設備等の設置が義務付けられることは、実態に即さない過剰な規制といわざるをえません。従って、一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学については、消防法上一般の事業場と同様の取扱をされるよう提案いたします。	東京都	株式会社東京リーガルマインド	株式会社大学特区	建築基準法及び消防法が「大学」について一律に厳しい建築基準や防火基準等を定めているため、一般事務棟にテナントを借りて大学を設置することが困難となっている。そこで、一般事務棟を大学のキャンパスとして利用する場合については、消防法および建築基準法の加重的な建築基準・防火基準がかけられないよう規制を緩和すべき。また、大学設置認可後4年間は、カリキュラム変更には文部科学省の事前届出が必要であり、新しい専任教員配置には、同省の認可が必要であるとする文部科学省の運用は、株式会社大学が消費者のニーズを聞きこれを速やかにカリキュラム編成や教員配置に反映することを不可能にしている。これでは、特区評価委員の評価実施期間中に、株式会社大学が自由な教育事業を展開できず、その成果を発揮できない。そこで、特区によって認められた株式会社大学については、右運用について特例措置を認めるべきである。